

法務委員会
議録第三十二号

昭和二十九年四月二日(金曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 小林 錦君

理事 鎌田 良作君 理事 佐藤 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 花村 四郎君

理事 高橋 禎一君 理事 井伊 誠一君

押谷 富三君 林 信雄君

中村三之丞君 吉田 安君

猪俣 浩三君 木下 郁君

委員外の出席者

参考人(一ツ)

橋大学教授

参考人(日本弁

護士連合会司法

制度調査会副委

員長・弁護士)

参考人(名古屋高

等裁判所長官)

参考人(東京弁護

士会・弁護士)

参考人(最高

裁判所判事)

専門員 真野 毅君

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

四月二日

委員金子與重郎君辞任につき、その

補欠として吉田安君が議長の指名で

委員に選任された。

四月一日

戦争受刑者の釈放等に関する陳情書

(宮崎県議会議長日高弥一)(第二五

九六号)

同(東京都引揚同胞及び戦没者遺族

対策審議会会長春彦一)(第二六五

号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

裁判所法の一部を改正する法律案(内

閣提出第七九号)

民事訴訟法の一部を改正する法律

案(内閣提出第八〇号)

○小林委員長 これより会議を開きま

す。

本日は裁判所法の一部を改正する法

律案及び民事訴訟法の一部を改正す

る法律案以上二案を一括議題とし、両

案について参考人各位より御意見を聴

取することにいたします。

本日出席予定の参考人はお手元に配

付いたしてある印刷物にある諸君、す

なわち裁判官側としましては最高裁判所

判事の真野毅君、名古屋高等裁判所長

官下飯坂潤夫君、弁護士側としまして

は日本弁護士連合会司法制度調査会副

委員長弁護士片山肇男君、東京弁護士

会弁護士岡介良君、学界を代表しまし

て一橋大学教授田中和夫君であります

が、そのほか慶応義塾大学教授宮崎澄

夫君、東北大学教授齋藤秀夫君にお願

いしたのであります。両君はいずれも

本日遺憾ながらさしつかえがあつて出

席ができないとの御返事がありました。

参考人に一言申し上げておきます。

本日はまことに御多用のところわざわざ

御出席をいただきましてまことにあり

がとうございます。本日御意見を承

りたいという二法案は、御承知の通り

いずれも最高裁判所における民事上告

事件の特例に関する法律が本年

六月一日からその効力を失うことにな

つておりますので、その善後措置の意

味をも含めて、一は裁判所の権限の分

配の適正化をはかるため簡易裁判所の

事物管轄の範囲を拡張し、家庭裁判所

における家事事件及び少年事件を適正迅

速に処理するため家事調査官と少年調

査官とを統合して家庭裁判所調査官と

する等の必要があるために提出され、

他は第一に上告手続の合理化をはか

り、第二に仮差押えまたは仮処分に関

してなした判決に対してはいわゆる特

別上告のほか上告を許さないこととし、

第三には仮執行宣言付判決に対す

る上告提起の場合における執行停止の

要件を加重し、第四に調書及び判決の

方式等の合理化をはかる等の必要から

提出されたのでございます。

○田中参考人 御紹介にあずかりまし

た一橋大学の田中でございます。まず民

事訴訟法の一部を改正する法律案の方

から申し上げたいと思つております。こ

れは今委員長からお話がありましたよう

に、また提案理由にもあります。まず

に、最高裁判所における民事上告事件

の審判の特例に関する法律の執行に伴

つて民事上告手続等に関し改正を加え

る必要があるもので御提案になつたもの

と思つております。この改正案を見ますと

大体二つの内容がわかれておりまし

て、一つは民事上告手続に関する部分

であります。他は調書及び判決の方式

等についての規定を最高裁判所規則に

ゆだねるという改正案であります。従

つて私の申し上げます意見も二つの点

にわけて申し上げたいと思つております。

まず上告手続の方から申し上げたい

と思つておりますが、改正案によりますと上

告を許す範囲を現行民事訴訟法よりも

狭くしようという案であります。もつ

とも現在は特例法がありますので特例

法も含めて申し上げますと、地方裁判所事

件すなわち上告審が最高裁判所である

事件につきましては現在よりも上告範

囲が広くなります。簡易裁判所事件す

なわち上告審が高等裁判所である事件

につきましては現在よりも上告範囲が

狭くなるという状態でありまして、まず

上告制度について私自身の考えてお

りますところを簡単に述べますと、上

告審は国民全般の法律生活に重要であ

る事項についてののみ、かつすべて最

高裁判所で処理すべきものと考えてお

ります。そして当然の権利として上告

できる場合、権利上告の場合は憲法違

反の問題のみに限つて、それ以外の問

題はすべて裁量上告にすべきだとい

う考えを持っております。裁量上告と申

しますのは刑事訴訟法の四百六条、刑

事訴訟規則の二百五十七条に規定して

おります上告受理の申立の制度であり

まして、上告いたしました場合に、上

告裁判所が国民全般の法律生活に重要

性があると考えた場合にのみ上告を受

理して審理する。その受理するやいな

やはまたたく上告裁判所の裁量にゆ

だねられるという制度であります。なお

重要な法律問題のみが理由である場合

においては飛躍上告すなわち第一審判

決に対する上告も許すべきだ、こう考

えております。現在におきましては

両当事者が合意すれば、民事訴訟法

の三百六十条の規定によりまして飛

躍上告をすることができませんが、両当

事者の合意がなくともできるようにす

べきだ、こう考えております。たとえ

第一類第四号 法務委員会議録第三十二号 昭和二十九年四月二日

ば昨年の十月十九日の東京地方裁判所の衆議院解散無効を理由とする歳費支払い請求の訴えについての判決、こういう事件は当然に最高裁判所の審判を最終的には求めるだろうと考えられるが、非常に重要な問題を含む事件であり、審判がいつ、さらに二審で相当時間を費して上告審に行くというものは、時間を空費するにとどまるのではないかと思ふのであります。アメリカの大統領の鉄鋼業接収事件のごときは、四月八日に大統領が接収命令を出しまして、これが訴訟となりまして、四月二十九日に第一審の判決がありまして、これに對しまして、第二審を抜きにしまして直接連邦最高裁判所で取扱ひまして、連邦最高裁判所の判決は六月二日になされております。日本におきまして、訴訟が非常に遅滞するといふことが問題になっておりますが、そういう非常に重要な問題につきましては飛躍上告を認めることが、重要な法律問題について確定的な判断を早くもらせることになるという意味で、やはり必要だと考えております。もつとも私が今申し述べましたように、上告を非常に制限するという案は、下級審の手續に改正を加へまして、普通の事件については二審限りで国民も満足するような状態にならなければならぬと思ひますが、とにかく上告制度につきまして右のような意見を持つております。それを基礎にしまして今度の改正案を考えてみますと、上告を許される範圍が非常に広いわけでありまして、反対といわざるを得ないのであります。ところがその反対の理由といひ

ますのは、上告制限が非常にゆるやか過ぎるという理由に基くのでありますから、特例法が失効してしまへば、現在の民事訴訟法の規定だけになつてしまひますが、その状態と、本法案のよりに上告の範圍を制限するという案と、そのいづれかをとれという二者択一の問題となりますと、本法案に賛成という立場に立つわけでありまして、特例法の有効期間を延長すべしという意見があるようでありまして、最近目に触れました論文にいたしましては、最高裁判所の裁判官藤田八郎氏の雑誌「ジュリスト」に出た論文があります。昨年の十二月一日号の「ジュリスト」四十七号であります。その中に「民事特例法をすべからず」という論文をお書きになつております。さらに本年の三月十五日号の「ジュリスト」五十四号であります。その中に「今次民事訴訟法の改正法案について」という論文を書かれておりますが、その最後にも、「特例法に對しては、速にかかる法案の審議を止めて、当分の間、民事特例の存続を国会自らの責任において立法せられんことを切望するものである。」と言つておられます。この点につきまして私の考えを申し述べたいと思ひます。

特例法の有効期間は御存じのように最初二年間でありましたのを、さらに二年間延長したのであります。そしてその延長する際に、昭和二十七年第三国会におきまして、その有効期間延長の改正の提案理由にいたしまして、政府は次のように言つております。「以上の事情にかんがみ、この際、最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に關する法律の有効期間をさらに二年間延長し、その間に、民事訴訟法の改正につき成案を得よう努力したいと存する次第であります。」と言つておられるわけでありまして、ところが政府はたして民事訴訟法の改正につき成案を得よう努力したかどうかといふことになりまして、法務府ないし法務省の内部で御努力になつたかどうかよく存じませんが、私は法制審議会の民事訴訟部会の委員をしてありますが、民事訴訟部会は、日は正確には記憶しておりませんが、昭和二十七年一月二十九日であつたかと思ひますけれども、特例法の期間延長はやむを得ないだろうといふ決議をその日にいたしました。それから満二年間全然委員会が開かれずに、本年の一月二十一日から二十三日までにわたつて委員会が開かれまして、今度の改正法案の基礎となつた決議をしたわけでありまして、政府が約束した民事訴訟法の改正の努力をたな上げにしておきまして、そしていよいよ特例法が失効するといふ今日におきまして、この法案の提案理由説明書にもありますように、「特例に關する法律は、御承知の通り本年五月末日をもつて失効することとなつておるのであります。もしこの際同法の失効に備へるための何らかの善後措置が講じられないといひますと、最高裁判所の負担が著しく増大し、ひいてはわが国の裁判制度の運用に重大な支障を來す結果となりますことは明らかであります。」と言つておられますが、これはいささか政府としては身がつかない言ひ分ではないかといふ感じがいたします。もとより法務省は非常に忙しいことだとは思ひますし、またその間に、法制

審議會に司法制度部会を設けて最高裁判所の機構の問題を中心として審議されて、その審議の結果によつては上告手續をいかにするかに影響があるからといつてお待ちになつておつた事情もありませんが、民事訴訟法の第一審手續のごときは、最高裁判所の機構の問題にかんがはらずその改正を審議し得るわけでありまして、二年間何もしてないかたののではないか、こう考えられる点は政府意圖のそしりを免れないだろう、こう思ひます。しかしながら現実の問題をいたしまして、最高裁判所の負担を調整するといふことは何かしなければならぬ問題であります。それで私といたしましては、本法案を可決して恒久法として民事訴訟法を改正するよりも、むしろ本法案を否決して特例法の有効期間を延長するのがよいと考へるのであります。ただ民事訴訟法の改正について成案を得るまで当分の間延長するといふふうにいたしますと、また「民事の改正がたな上げになるおそれがあります。そうして当分の間というのが実は半永久的になりまして、特例法が事実上恒久法となるおそれがありますから、やはり年限を切つて、その間に民事訴訟法改正の成案を得べきことを鞭撻されることが必要なのではないか、こう考えます。

なお先ほど申しました藤田裁判官は、前に述べました雑誌「ジュリスト」の昨年の十二月一日号、すなわち「民事特例法をすべからず」という論文の最後に非常に重大なことを書かれております。それは次のようでありまして、「万一にも、立法者が十分の深慮に及ばず、特例を失効せしめるようなことがあつた場合に、最高裁判所として、いかに対処すべきか。手を拱いて、ことの成りゆきに任せるべきであらうか。或は、その場合は、最高裁判所は、その自らの憲法上の要請に應ずるため、憲法第七十七条によつて最高裁判所に与えられたルール・メイキング・パワーを行使して、自ら右特例に代るべき相當の立法をするべきであると説くものもある。……自分は、今深く、この問題に觸れることを避ける。ただ、この問題は、最高裁判所としてはその存立にもかかわる重大な問題であつて、真剣に考慮しなければならぬものであることを附言するにとどめる。」こういうふうに書かれておるのであります。藤田裁判官御自身が「すべからず」と断言されてゐるわけではありませんが、国会が現在の民事訴訟法の規定、すなわちすべての法令違背を上告理由とすることゝ適當と考へるような場合において、最高裁判所は自己の存立にもかかわる重大な問題であるから、国会の意思を無視して、国会の意思に反してでも、上告範圍を最高裁判所の手で裁判所規則によつて制限するぞ、こういうわけでありまして、実に重大な問題だと考へるのであります。そういう理論の根拠は憲法第七十七条の最高裁判所の規則制定権に關する規定でありまして、それは本改正法案の第二点、すなわち調書及び判決の方式等に関する規定を最高裁判所規則にゆだねようとする点とも関連いたしますので、第二点のところで述べることとしたと思ひます。ただ私の結論として申し上げますと、そういう、国会が上告範圍を制限しないならば、最高裁判所が自分の規則制定権によつて制限するといふ

ことはしてはならないものだ、またで
きないものだ、こう考えるわけであり
ます。上告手続につきましては、本法案
の個々の規定につきましては、時間の関
係もあり、また他の参考人か
ら御意見があると思いますので、一々
申し述べることは省略させていただきます
たいと思います。先ほど本法案は上告
制限をすることに手ぬるいから反対だ
というのを申し上げましたが、ただ
仮執行宣言判決に対する上告提起の
場合における執行停止の要件を加重し
た点につきましては、これは全般的に
反対だといいますが、その点につい
ては賛成であります。理由はこの法案
の理由説明書にある通りと考へます。

次に第二の、調書及び判決の方式に
ついて述べたいと思いますが、先ほど
申し上げましたように、本改正法案
は、特例法が失効するためにこれに対
応する必要があるので急遽提出された
ものであります。先ほど申し上げました最
高裁判所の藤田裁判官の「今次民事訴
訟法の改正法案について」という論文
の中におきまして、非常に急いで「極
めて短期間に十分の審議を経ずに出来
上つたものである」ということは、この
案の内容を検討する上に、十分に考慮
に入れるべきことであると思ふ。とい
うように書いてあります。非常に急い
でつくられたものであります。ですから
急いでつくると、やむを得ないからつ
くるといふのであれば、この上告手続
に関する部分だけでもよかつたのではな
いか。言いかえれば、この調書及び
判決の方式に関する改正は、これは一
審からすべての裁判所に通ずる問題で
ありまして、今回の改正案に便乗した
形があるのではないかと、こう考へま

す。調書及び判決の方式に関する規定
を最高裁判所規則にゆだねるという改
正趣旨であります。最高裁判所の規
則制定権には種々の重大な問題を含ん
でおるのでありまして、従つてそれら
を十分に検討した上で、民訴の全面的
改正の際に、この点の改正を考へるべ
きだと思ふわけでありまして、今この問
題を特に急いで改正すべき理由はない
と思ふのであります。最高裁判所の裁
判官は年末になりますと百何十とかあ
るいは二百何十とかの調書に署名捺印
しなければならぬ。それで非常に時
間をとるのだというのを聞きました
が、しかしもしそういう点で、その最
高裁判所の負担調整という点からもこ
の改正が必要なんだということになり
ますと、それは民事訴訟法の百四十三
条の裁判長の署名捺印とあるのを、裁
判長の認印に改めるだけで事足りるの
ではないかと考へられるわけでありま
す。この法案の理由説明書には「元来
民事訴訟法の調書に関する規定は、大
幅横式の訴訟記録を前提とするもので
ありますから」云々と、これを規則に
ゆだねて合理化するのだというふう
にいつておりますが、私ははたして民事
訴訟法の規定が大幅横式を前提とする
ものであるかどうか、また現在の民事
訴訟法の規定のもとでは合理化するこ
とができないのかを疑ふものでありま
す。私は調書のことはあまりよく知り
ませんが、民事訴訟法につきましては、
民事訴訟法に調書の規定がある。刑事
訴訟については刑事訴訟法に基本的
な規定があるだけで、大部分の記載事
項は刑事訴訟規則にゆだねられてお
るのであります。その両者によつて、
民事訴訟の方が非常に調書が旧式で、

刑事訴訟の方が非常に近代的だとい
う差異があると思へないものでありま
す。現行の民事訴訟法の規定には大福
横式でなければならぬという趣旨の
規定は何もないわけでありまして、単
に調書に記載すべき事項を列挙しまし
て、裁判長、裁判官、裁判所書記官、
これに署名捺印すべしと規定してある
のであります。民事訴訟法の現在の
規定のもとにおいても、大福横式調
書を近代式調書に改めることはできる
はずだと思ふのであります。どうい
う必要があつて急にこの調書の方式に
ついての点を改正しようとするのであ
らうかというのを考へてみたわけであ
ります。法案には、改正案の百
四十三条であります。審判ニ関ス
ル重要ナル事項ヲ記載スルコトヲ要
ス。こういふことにしようといふの
であります。その何が審判に關する
重要な事項であるかといふことは、
これは最高裁判所の判断にゆだね
られて、最高裁判所がこれの事
項を調書に記載すべしと、この規則を
つくられることに法案ではなるわけ
であります。それで刑事訴訟規則の改正
のあとを見ておきますと、調書の記載
事項が減つて来ておるのじやないか、
刑事訴訟法についてであります。公判
調書の記載事項に関する刑事訴訟規則
四十四条の規定を見ますと、たとえば
公判の公開をしたかといふ点に
関しまして前には「公開をしたこと又
は公開を禁じたこと及びその理由」、
言いかえれば現在の民事訴訟法の百四
十三条六号と同様の規定でありました
のですが、現在はその刑事訴訟規則四
十四条の規定が改正されて、
開を禁じたこと及びその理由」とい

ふうになつております。すなわち公判
を公開した場合に公開したといふこ
とは調書に書かなくてもいいのだ、こ
ういふふうになつております。おそら
くは民事訴訟法につきましても調書の方
式を最高裁判所規則にゆだねるとい
ふと、そういうふうな変化が起
るのである、こう考へております。
ただ現行の民事訴訟法の規定では百四
十七条に「口頭弁論ノ方式ニ関スル規
定ノ遵守ハ調書ニ依リテノミ之ヲ証ス
ルコトヲ得」といふのであります。
言いかえれば公開した場合に公開し
たと書かなくてもいいということにな
りますと、公開をしなかつたと同様
になります。民事訴訟法の三百九十五
条の一項五号の規定によりまして絶対
的上告理由となるのであります。そう
いふことの起らないことにするために
出て来ましたが百四十七条の改正案
であります。それによりまして「口
頭弁論ノ方式ニ関スル事項ニシテ調書
ニ記載シタルモノハ調書ニ依リテノミ
之ヲ証スルコトヲ得」と変更しよう、
こういふわけでありまして、この調書の
方式を最高裁判所規則にゆだねます
と、調書に公開といふことを書き忘れ
たがために、今申しましたように絶対
的上告理由になるということとはなくな
るのだらう、こう思ひます。もちろん
最高裁判所規則はいかなる規則をおつ
くりになるかといふことはまだお考えに
なつていないと思ひますが、正確には
申し上げませんが、そういう方向に進
んで行くのだらうと思ひます。言いか
えれば、言葉は多少いかにがと思ひま
すが、あげ足とりの上告を許さないこ
とになるのだらう、こう思ひます。あげ

足とりの上告を許さないといふこと自
体に対してはもちろん私は異論がある
わけではないのでありますけれども、
もしそういう意図であるならば、その
意図をやはり正々堂々と国会に発言し
てなさるべきではないかと、こう考へ
るのであります。

以上述べましたように最高裁判所規
則に調書の方式に関する規定をゆだね
ますと、裁判所の能率の問題、負担輕
減のために調書が簡単になる傾向のあ
ることは否定できないと思ひます。と
ころがわが民事訴訟法の実際の運営の
ように口頭弁論が継続して集会的に
開かれずに、飛び／＼に一箇月ぐら
い置いて開かれる事情のもとにおきま
しては、調書が簡単になるということ
は、場合によつて非常に困ることでは
ないかと思ひます。証人尋問を交互尋
問制において行つておきながら一年以上
たつてから判決するといふのは、判
決をする場合には勢ひ調書の記載に相
当程度たよらざるを得なくなつて来る
わけでありまして、その調書が簡単で
は真実発見に困難を來す場合もあるの
ではないかと考へるわけでありまして、
法制度審議会の民事訴訟部会の審議の
内容にも多少触れるといふことは、ど
うも私は規則のことをあまりさういふ
点にはよく存じませんが、いけないう
れなうと考へたのでありまして、た
だ国会の参考人として法案の審
議のための発言であれば、個人の名
前等は申し上げずに多少申し上げるこ
とも許されるのではないかとと思つて申
述べたわけでありまして、その部会
で右のように調書の方式に関する規定
を裁判所規則にゆだねれば、調書が簡
易化するのではないかと、こういふこと

とになるのだらう、こう思ひます。あげ

を申しましたところ、いや調書の簡易化ではないので調書の合理化だということに当局から御説明があつたわけであります。ところが実は昭和二十六年五月二十三日付の印刷物で、当時の法務府意見第四局から法制審議会の民事訴訟部会に提出された書面、民事訴訟法の改正に関する問題点の説明という中には、明らかに訴訟記録の簡易化という見出しで書かれておりました、内容を読んでみますと、「訴訟記録の作成について裁判関係者の負担が過重であり、ために訴訟経済にも重大な影響をもたらしていることはいうまでもない。この点については、たとへば、口頭弁論その他の調書の内容についても、現行法のように、すべての事件について一律に詳細な記述を要求する必要があるかどうか、確定した事件の調書については、記載内容の思ひきつた簡略化が図られてよいのではないか、等のことが問題となるであろう。」というふうに書いてあります。おそらくこの政府の考えはやはり訴訟記録の簡易化という点にあるのではないかと考へるわけであります。調書的方式について述べましたことは判決方式にも当てはまるわけであります。今読みましたこの昭和二十六年五月二十三日に法務府意見第四局でつくられた書面の中には、裁判書の簡易化という表題で「訴訟記録の簡易化について述べたのはほぼ同様のことが、裁判書の簡易化についても言ひうるであろう。ことに、当事者責任主義の下においては、裁判書の草案を当事者が作成する方式も検討されてよい問題である。かりに、そこまで徹底しなくても、裁判官が裁判の内容についてばかりでなく裁判書

のものの作成にも多大の精力を費している現状は反省されるべきであり、それには、裁判書の簡易化の容認せられる限度、方法等が検討されなくてはならないであろう。」というふうにあるのであります。その中にあります「こと、当事者責任主義の下においては、裁判書の草案を当事者が作成する方式も検討されてよい問題である。」というのは、これは驚くべき言葉だ、こう考へるわけであります。この言葉の参考資料といたしまして、そのときにカリフォルニア州の北部地区の連邦地方裁判所規則の写しが配付されたのであります。実はそのカリフォルニア州の北部地区の連邦地方裁判所の裁判所規則を見れば、何とも申し上げられないのであります。配付されたその部分だけ見ても、その規則によつて、アメリカのカリフォルニアにある連邦地方裁判所が判決書きの草案を当事者に作成させるというふうなこと、これは条文の読み違ひであると考へるものであります。その条文を読みまして、これは裁判所がすでに判決を口頭で言い渡してしまつて、その言い渡した判決について、判決本文の草案を当事者に準備させる、これだけの裁判の仕方が日本の裁判と違ひわけなつてあります。そういう片言隻句をつかまえてアメリカに例がえ方ではないか、これは非常に軽率な考へ方ではないかと思ひます。そういうふうに調書及び判決の方式を最高裁判所規則にゆだねるといふ場合には、つくるのは最高裁判所でありますから、裁判関係者の負担軽減ということを非常に重く見まして、簡易化々々の方

向に進んで行く、そういう場合によつては、そのために国民の権利を十分に保護することができないような結果に立ち至るおそれがあるのではないか、こう考へるのであります。もちろんそういうことを申し上げますと、最高裁判所をもつと信用しろ、こういう意見が出るのであります。これは現にある最高裁判所の裁判官から聞いた言葉なんです。ありますが、これは信用する、しないの問題ではないのであります。制度の問題としてどうすべきかということ考へる必要がある。現にまた簡易化の方向に進んでおるのでありますから、一応そういうことを問題にしてい

問題には次に進みまして、最高裁判所規則をつくつた、その規則によれば非常に調書なり判決書きの簡易化が行われて、それでは国民の権利の保護に十分でない、こういうふうな国会が判断されました。国会が最高裁判所規則に反する、これと違つた法律をそのときにつくられたとしたらどういふ結果になるか、こういうことを問題にしなければならぬと思ひます。私はもとより法律は裁判所規則に優先するんだと考へるものでありますけれども、先ほど上告手続のところでも述べましたように、特例法を失効してこれにかわるべき適当な法律をつくらなければ、最高裁判所が自己の責任において規則で上告を制限するぞ、こういう意見からいいますと、これは裁判所規則が法律に優先するといふ考へなんであります。それで一般的な問題といたしまして、法律と裁判所規則との関係について十分に考慮してみなければならぬのではないかと思ひます。その問題の

根本は憲法七十七条の解釈の問題になつて来るわけであります。憲法七十七條には「最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。」この規定しておきます。最右翼の議論——最右翼が最左翼が知りませんが、とにかく一番端つこの議論といたしましては、訴訟手続に関する手続等については、この憲法七十七條の規定は国会の立法権を排除しているのだ、国会には訴訟手続について立法権がないのだ、こういう議論になるわけであります。次の段階の議論といたしましては、訴訟手続に關しても国会にも立法権がある、要するに両方に立法権がある、しかし、もし両者が抵触するならば、最高裁判所規則の方が優先するのだ、こういう見解——先ほど言つたような見解になるわけであります。そして、日本国憲法の草案を最初に書いた人の心理的意図は、右のいづれか、ことに第一の見解、国会には訴訟手続について立法権がないのだという見解であつたのかもしれないとは考へられるのであります。そういうふうに推測いたします。根拠は、アメリカにおきまして、訴訟手続に關する事項は裁判所規則にゆだねるべきだという意見が二十世紀になりましてから次第に有力となつて、多くの州やまた連邦におきまして、法律で、訴訟手続に關する規定を裁判所規則によつて制定すべしという授權法がつくられる傾向になつておるのであります。それで、最初にこの日本国憲法の草案を書いた人の心理的意図におきましては、そういう傾向を新しくつくり、日本の憲法にお

判所に官僚ありと申すわけではありませんが、裁判官の大部分は裁判官として育て上げられ、弁護士は弁護士として育て上げられておる、これにはアメリカ、イギリスのように打つて一丸としたバーというような意識はないのであります。英米においてはそのバーが一緒になって規則をつくるのであります。すなわち裁判所がつくるという意識なものです。日本ではその基礎的な要素が欠けておるのであります。最高裁判所の機構の問題にいたしましては、規則制定権にいたしましては、日本の実情というものを考えて、同時にその実情のもとにおいて、今後これをどういうふうにして行くかということを考えて結論を出すべき問題だと私は考えております。

さてその立法者の心理的意識ということの問題をいたしますと、先ほどは日本国憲法の草案を最初に書いたであろう人と言いました。すなわち旧帝國議會が眞の立法者になりましたが、帝國議會において日本国憲法が審議された場合に、時の司法大臣は次のように言つております。民事訴訟法あるいは刑事訴訟法等は、この中には入らぬことは当然言うべきものであります。要は訴訟に関する手続という實際の訴訟事務の運営に當つてのいわゆるプラクティカル・ルール、そういうものをさしているのではありません。また別の機会に、最高裁判所がある程度の立法的规定をなし得るということを開明かにしておりました、ただつくり得るという権能を明らかにしたのであります。そのつくつたものが他の立法権を排除するということまではこの憲

法では認めておりません、こういうように司法大臣は答えております。それが国会の大部分の空氣を支配して、新しい日本国憲法がつくられたわけでありました。心理的意識ということをやつた場合におきまして、前に述べましたように、憲法にあらう規定を設けたのだから、国会の立法権を排除するのだという考え方は必ずしもとり得るものではないと考えます。参考のために外国の例を見てみますと、英米では訴訟手続は規則でつくつておるとよくいわれます。ところがイギリスではつくつた規則が、国会の各議院に提出されるわけですから、提出しなくても、いづれかの議院が國王に対して裁判所規則に反対の旨の建議をいたしますと、勅命をもつてその規則の無効を宣言することになつております。これは法律に規定があります。またアメリカの連邦におきましては、現在の民事訴訟規則といふものは、一九三四年の国会の授權法——最高裁判所においてそういう規則を制定していいという授權法に基いて規則をつくつたのであります。その授權法の中には、最高裁判所が民事訴訟規則をつくつた場合には、そのつくつた規則を連邦議會に提出すべし、こういうふうに定めております。現実一九三六年でしたか、七年でしたか、その点はつきり記憶いたしません、あの民事訴訟規則を制定した場合、その案を連邦議會に提出しました。これを検討したのであります。ところが阿蘭院の法務委員会と、最高裁判所規則に改正すべき点なしと多数決できめましたために、何らこれに対して行動をとらなかつたのであります。言

いかえればイギリス及びアメリカ連邦におきましては、裁判所の制定する規則といふものは、常に国会の監督のもとにあるのであります。これに對して日本の最高裁判所規則は、これは全然国会に出て来ないもので、非常に違ひます。それからフイリピン憲法の憲法というものが裁判所規則制定権については、よく引合ひに出されるのであります。フイリピン憲法にはその憲法施行の際に、現に存在する民事訴訟法とか刑事訴訟法とか、そういう法律は、裁判所規則に切りかえる取扱ひをいたしております。以後裁判所規則として取扱ひ、従つてそれを裁判所規則でまた改めるといふことも許す、こういうふうにして規定しておりますが、なおフイリピン憲法の中におきましては、議會が裁判所のつくつた規則を廢止変更する権能を明らかに明文をもつて定めておるのであります。私は、従つて法律と規則とが抵觸した場合におきましては、これらの例から見ましても、法律が規則に優先するのだと考えるべきものと思つております。そういう諸外国の例からいへば、その均衡の上に國政の円満なる運営を期しております憲法の精神及び國會をして國憲の最高機關とする憲法四十一條の規定との關係で、そう解釈するものが正しいのだと思ひます。最高裁判所が規則をつくつた以上、國民の代表たる国会がいかにその規則をもつてしては、國民の権利の保護に不十分であると考えても、もはやいかなともすることができないというような解釈は、新憲法のもとにおいては、合理的にはとり得ないと私は考えるのであります。

ます。ところが實際問題といたしまして、法律と規則とが抵觸を生じた場合に、いづれが優先するかということを決めるのは、最高裁判所なのであります。ですからいかに議論をしたところでも、裁判所の方で自分のつくつた規則の方が優先するのだということになれば、結果的にそうなるのであります。現に一九四七年のニュージャーシーの新憲法には——実は私は原文を見ておりませんが、法曹時報の中に樋口判事の書かれたものを讀んだのであります。が、実は調べようと思つたのであります。けれども、時間がなかつたものであります。樋口判事の書かれたものによつて述べたわけでありましたが、その新憲法の中に、法律に従ひ裁判所の訴訟手続について規則を定める、法律に従ひという文字が入つておるのだと云うてあります。それにもかかわらず一九五〇年にはニュージャーシーの最高裁判所は、訴訟手続に関する規則制定権は立法に従属しないのだ、こういう判決をしたという先例もあるものであります。もし最高裁判所が訴訟手続——訴訟手続といふことを言いますが、弁護士に關する規定もそうでありまして、同じわけでありますが、——につきまして憲法七十七條の規定が立法権を排除してゐる。あるいは法律と規則とが抵觸した場合には、規則が優先するのだという見解をもし、規則が優先するのだと思ふやうなわけであります。これは、実は調書や判決の方式を規則にゆだねてもゆだねなくても、最高裁判所はよろうと思ふやうなわけであります。大した意味がないようにもたれますが、實際問題といたしまして、規則にゆだねた場合に、まず規則をつくつておいて、これに反對する法律を國會が

つくつた場合と、それから國會がつくつた法律にすでに規定がある場合に、裁判所がそれに反する規則をつくるのと比較してみますと、どうしてもあなたの方が實際はやりにくいわけでありました。従つてそういうふうには最高裁判所規則といふことについては、非常に大きな問題が含まれてゐる。場合によりましては、現在弁護士法があります。が、弁護士法によらず、裁判所規則によつて弁護士を規律する、そして弁護士は裁判所規則に對してこれを執行するといふような規則をつくつて、その規則の方が法律に優先するのだといふような結論になりかねないやうな重大な問題を含んでおるのであります。それから、この急いで改正の場合に、調書及び判決の方式を最高裁判所にゆだねるという方法はぜひやめていただきたい、こう考えるわけでありました。なお刑事訴訟法につきまして、刑事訴訟規則にそういう問題をゆだねておるのだから同じことじやないかという議論もあるわけでありましたが、ただ刑事訴訟法の制定の當時は、不幸にしてわが國が他國の支配下にあつたわけでありまして、主權を回復した今日においては、そういう先例がありまして、なお十分に國會が審議されてから決定されるべき問題だ、こう考えるのであります。

なお最高裁判所の規則制定の手続につきまして、御参考までに申し上げたいと思ひますが、イギリスにおきましては、規則制定委員会といふのは、裁判官が八人、弁護士が四人——イギリスの弁護士はバリスターとソリシターになつておられますので、それ／＼二人ずつ出ております。その合計十二人の

委員会で規則自体多々あるものであります。そのつくつた規則に対して、最高裁判所長官、ロード・チャンセラーは拒否権を持つておりますが、規則をつくるのは民間在野法曹も入つた委員会であるのであります。アメリカの連邦民事訴訟規則制定の際には、制定権は法律によつて最高裁判所にゆだねられておりますが、実際には最高裁判所には十四名の諮問委員会をつくりまして、この委員会が規則をつくつたのであります。まずこの委員会は草案をつくりまして、これを公表して、一般からそれに対する意見を聞きまして、そしてさらにその草案に修正をいたしまして、でき上つたものを最高裁判所に提出して、最高裁判所におきましては、ごくわずかの補充の規定は加えたようでありますが、ほとんどまづたくその諮問委員会、すなわち在野法曹も入つた委員会をつくつたものが、あの規則になつておるのであります。わが国におきましても、最高裁判所の規則制定の際には、規則制定諮問委員会が開かれます。在野法曹の方も多数出ておられます。すけれども、しかしつくつたのは、最高裁判所裁判官十五人のつくつたもので、在野法曹の言うことは、ただ参考程度におくにとどめるといふ態度で、でき上つたものを見ますと、在野の意見が取り入れられていないという場合が実際にあるのじやないか、こう考へるのであります。先ほど申しましたように、イギリスやアメリカで規則にゆだねるといふことは出ておりましたが、それは日本と非常に事情が違ふのだといふことを御考慮に入れていただきたいと思ふのであります。本法案の理由説明書の中には、調書に関する事柄

は、裁判官、弁護士等の事務関係者がその経験と専門的な知識を活用して調査研究したところに基づいて、最高裁判所がこれを決定することが最も妥当である、こういうふうに書かれておりますが、実際両者がほんとうに一体となつて、自分たちが国民の権利を保護する手腕をつくるのだという意味でつくられておるのなら、非常にいいと思ひますが、どうもそういう状態になつていないのじやないかと私はおそれるわけでありま。

繰返し申し上げますが、今回の改正案は法制審議会の議を基礎としてつくつたというお話であります。その法制審議会における審議も非常に急いでつくつたものである。とにかく急場にあつて合せるというわけでありま。特に最高裁判所の負担調整という問題に大した関係がなく、また非常に大きな問題を含む調書及び判決の方針に関する改正案には、これは通過にならないことを希望するものであります。次に裁判所法の一部を改正する法律案については、特に申し上げる点もありません。民事訴訟法との関係において、簡易裁判所の管轄権、訴訟価額を三万円から二十万円に改めるといふ点につきましても、特に反対の意見を持つておりません。その程度で私の意見の開陳をとどめたいと思ひます。

○小林委員長 これにて田中参考人の意見の開陳は終了しました。同参考人に對して質疑があれば、この際これを許します。

○高橋(禎)委員 今お伺いしました御意見の中で非常に重大な問題は、やは

り先生もおつしやいましたように、最高裁判所の規則制定権の問題だと考へます。それについて先ほど来のお話によつてヒントを得たわけですが、先ほど引用されました藤田最高裁判所裁判官の論文の中にあるのですが、最高裁判所に与えられたルール・メーキング・パワーを行使して、みづから右特例にかえるべき相当の立法をすべきであると説く者もある、権威ある学者でこの考え方を支持する向きも少ないではない、こう言つておられるのですが、先生の御存じの権威ある学者の中で、こういう考え方を支持する方があるかないか、それをまづお尋ねいたしたいと思ひます。

○田中参考人 これは一般的な問題として、憲法ができた場合に、法律と規則との関係について論じたものの中には書かれたものがあります。たとえば東大の末延教授が書かれたものの中には、明らかにそう書かれてあります。それから藤田さんの書かれてあります。それは、特に今回の問題について、特例法云々についてのことでありまして、これについてはある権威ある学者がそういうことを言われたといふことは、伝聞いたしました。私は直接聞いたものではありませんし、書いたものを読んだわけではあります。その、ちよつと申し上げることは差控へたいと思ひます。

○高橋(禎)委員 この問題は国会としても非常に重大ですから、今法律案が出ておる機会にできるだけはつきりさしておかなければならぬと考へます。大体先生の御意見に私賛成するわけですが、ただその表現を先生は比較的やわらかになさつておられる点もあるの

で、いま一度はつきりとお尋ねをいたしたいと思ふのです。日本国憲法は、国会は国権の最高機関だ、こいつており、そして国会が立法機関であることは、憲法の解釈からも出て来ます。これは国民の常識なんです。ところがその憲法の精神を最終的に決定するものは最高裁判所だ。もちろん国会も憲法の上に出ることはできないわけですが、憲法の解釈、運用等については最高裁判所が決定権を持つておる。その最高裁判所が、訴訟手続その他についての規則を制定する、それらについては最高裁判所に立法権があるんだというふうな、すなわち、国会で制定する法律と同等もしくはそれ以上の権威ある立法をなし得るのだというふうな考え方でありましたならば、少くとも訴訟に関する限り国会は最高機関でもなれば、何ら権威のないものになつて来ると思ふのです。もしもそういうふうな解釈、運用が行われるといふことになる、訴訟に関しては、国民の意思というものは全然無視される危険がある。最高裁判所については、国民の投票によつてきまるのだといふことも言えるかもしれません。しかしこいう問題については、国会を通じて、すなわち国民の代表を通じて立法されるのだといふ考え方が国民の意思に合致するものである、こう思ふのです。従つて、そういう考え方に反した訴訟については、最高裁判所に最高の規則制定権、立法権があるんだというふうな考へは、実に危険な思想である、こう思ふのです。法律を制定する場合に注意しなければならぬことは、国民の立場を考へないで、むしろ公の機関の立場というふうなことを考へ過ぎる危

険があることである。特に訴訟法のときは、これは訴訟経済の原則などを振りまわして、いろ／＼時間なり労力なり、あるいは費用を節約することを理由にあげられますけれども、その場合は多く公の機関、裁判所等の立場から考へてそのなのであつて、ややもすると、国民の費す時間とか、労力とか、費用といふことは、どうも考へられないような場合が相当あると思ひます。そういうことを思ひますときに、もしも裁判をされる立場の人が、自分の立場中心で規則を制定されたら、国民はたいへんなことになると思ひます。現在日本の一般の国民が裁判所に對してどういふ感じを持つておるか、特に最高裁判所等に対してどういふ考へ方を持つておるかといふことについて、私の力の及ぶ限り国民の意見をいろいろ徴してみましたが、それが、どうも近ごろになつて、それについて非常に疑いを持つておる、と申します。は、戦時中日本が世界の一等国だと言つておつた当時の大審院の裁判官の姿を見ますと、これはほんとうに大きな記録を抱えて電車に乗つて、そして家へ帰られて夜おそくまで勉強され、裁判所でも早くからおそくまで働かれた姿を国民はよく見てゐるわけ。ところが戦争に負けて、日本はどうなるかわからぬ、近く経済的に行き詰まるかもしれないといふやうな、あの當時には夢にも考へられなかつたやうな待遇を今しておると思ひます。国民はそう考へてゐるわけ。そのときに、自分たちの仕事の規則を、国会の立場を無視して制定してやるといふやうなことをすれば、いよ／＼何をし出すかわからぬといふ危険を国民は感ず

ると思うのです。私は、日本の司法部の健全なる発達を願うだけ、国民にそういうふうなことを思わせることは危険なことだと思ふ。そこで法律の範圍内において訴訟法その他法律の精神を伸ばす意味において、その足らざることを補うという意味においてこの規則制定権というものは認めらるべきであつて、法律と同等とか、もしくは法律に優先するやうな規則を制定する権能があるなどということは、憲法全体の解釈なりあるいは国民の意思から全然出て来ないと思ひますし、また来さすべきものでない、こういう考えを持つておられますが、そういうふうにはつきりとした意見を持つておられるやうな學者の方を他に御存じでしうか、あるいはまた先生のやうな立場において法制審議会にいらつしやる方で、こういう意見を持つておられる方があるかどうか、それらについて御紹介願へば幸ひだと思ふのであります。

なお、先ほど先生の御説明くださったことに關連して、規則制定権というものは憲法があつた後に規定しておられるけれども、それは国会において制定した法律に優先するものでないといふやうなお考えについて、つけ加えていただく点があればお述べ願ひたい。

○田中参考人 實はほかの方々がどういふ意見を持つておられるかといふことを言うためには、よく調べてからでないとどうもはつきり申し上げられないわけでありませう。漠然とはもちろん今も記憶しておりますが、どなたがどういふ意見だといふことを、ききよう来る前に調べて来なかつたものですか

ら、はなはだ失礼でございますけれども……規則制定権について書いてあるのとか、法学協會雜誌で出ております日本国憲法の註解とかいふ、ああいうものに書いてありますので、そういうものをひとつお調べ願ひたいと思ひます。

なお一つつけ加えて申し上げたいと思ひます。私は最高裁判所を非常に信用してゐるものでありまして、制度として考へるべきじやないかといふことを主として論じたわけですが、私の考へていたしましては、法律の方が規則に優先するのだ、規則が先にあつても、それがいけなければ、法律で定めれば法律の方が優先するのだといふことがはつきりとした場合におきましては——訴訟規則は、国会はほかの方もお忙しなことではありますし、そう言つては失礼かもしれませんが、国会議員の大部分は訴訟手続といふことにそれほど通曉しておられないのでありますから、これは裁判所規則にゆだねていいんじやないか、但し最高裁判所規則をつくる場合には、在野法曹の意見が十分に取入れられるやうな機構を必要とする、そういう前提のもとにまかしてしまつていいだらう、しかし国会が常にこれを監視しておきまして、国民の権利の保護のために不十分な点があると考えればいつでも法律をつくつて改めさせることができるという前提のもとにそのうした方がいだらう、こう考へておるわけでありませう。

○高橋(順)委員 規則制定権が認められて——實は私も訴訟に關する實際の仕事を通じて見ますと、先ほどお話のありました記録の簡易化といふやうなことに例をとつてみましても、今ごろの調査は、これは讀んでみても味もないなければ、とても誤解もしやうく、またときには何のことかわからないうやうな、非常に断片的なものになつて来ておるのです。これは訴訟記録をこらんにするといふ感じがすると思ひますが、これなども裁判所が都合のいいやうに手を抜いたところから出て来た結果だと私は思ふのです。もちろん理由は訴訟經濟の原則からいふことになる。理由はそれですけれども、國民にとつてはたいへんなことな

やうなやり方である、裁判所の一方的な見方だけで終るものだから、今のように危険といふ言葉を使うと非常に大きく聞えるおそれがありますけれども、やはりそういう意味の危険の傾向はあるのではないかと考へております。

○高橋(順)委員 最後の一つお尋ねたいです。先ほどの先生のお話とはちよつと反対の立場に立つようですが、訴訟手続に關する手続法といふものは、国会で制定すべきものでないかと思ふのです。今の訴訟法その他できただけ詳細なことを国会において法律で規定し得るならば、それが正しい行き方ではないかといふ点なんです。と申すのは、先生のお話では国会もいろ／＼忙しい、専門的な知識云々といふことがございまして、国会はあらゆる學者、有識者等の意見を十分聴取して、いわば國家的な立場、國民の立場に立つて最も妥當であらうといふものを考へ得る立場じやないかと申す。裁判所が自分の手続について自分のところで決定して行くといふよりは、はるかに正しいものが制定されると確信するわけですが、元來この裁判所の規則といふものは、法律の内容を補足する、もしくはその精神を伸ばすといふ意味において法律の限度内、範圍内において制定されるべきである。従つて訴訟手続に關する手続法は、できるだけ国会の意思によつて決定されるべきものだ、こう考へるのですが、それについて御意見をもう一度伺ひたいと思ひます。

○田中参考人 この問題はイギリス、アメリカ、ことにアメリカにおいて非常に論ぜられた問題でありまして、私

はきわめて基本的な問題は、もちろん国会できめるべきものと思ひますが、個々の手続につきましてもは裁判所規則にゆだねても——裁判所規則のつくり方が現在のつくり方と違つて、イギリス、アメリカのつくり方になるとその方がよいという、アメリカのパウンド先生初め大勢の人が言われた意見の方がいいと考へるのではありません。但しもしつゝたその規則が国民の権利の保護に十分でなかつたという場合に、国会がいつでもこれを變更し得るといふ最後の留保を置いておけば、その方が妥協なものをつくり得る。それからまた必要に応じてこれを變更し得るといふ長所があるのではないかと思つております。これは御意見とはちよつと違つて、考へておるわけでありまして、

小林委員 林信雄君。林(信)委員 ただいま審議の進められております問題は、たいへん重要な問題であるのですが、少くとも私としては、先生の結論に敬意を表しておるものであります。もしそれ反対の意見ありといたしまして、きわめて少々の意見であろうと、実は簡単に申し上げると、考へております。もし裁判所の規則を最高裁判所において専断に決定するやうな場合がありといたしますれば、これは先生の意見のごとく、またわれ／＼の考へておりますやうな意見によつて、おそろく圧倒し得ると思ひます。しかし、憲法を改正すべきものは国民であつて、教が押えるのですから、結局は、めんどろな問題ではあります、その専断にまかせることではないと思ひます。これらの問

題に対して質疑をしたいと思います。また、今委員長と相談いたしまして、午後の参考人の意見聴取の關係もございまして、簡単に一点だけお聞きすることをお許し願ひたいと思ひます。

簡易裁判所の事物管轄の範圍を擴張せられるという点について結論的に反対だといふ御意見、これは正直に申しまして、われ／＼の仲間にも賛否両論があるのですが、その反対論からそれなく申し上げてどうかと思ひます。が、おそろく刑事訴訟法の建前としたまして、当事者の権利の伸張上の理由といふことになるであらう。やや具体的になりますれば、現下の貨幣価値、経済事情というやうな点、あるいは簡易裁判所の裁判官の素質の問題あるいはその他の伸張に及ぼす影響といふやうな点が考へられるのであります。それらの点あるいは總括したものあるいはそれ以外の点、先生のお考へは、どこに具体的な理由があつてこの法の改正は不適当だといふのであります。御教示を願ひたい。

田中参考人 先ほど私は言ひ間違つたかも知れません。私は、あえて反対する理由は見出せない、こゝ言つたわけでありまして、簡易裁判所の組織につきまして、裁判所の改正のことですが、今までの簡易裁判所の裁判官よりも、さつぱらに言へば普通有資格者といひますか、特定の人でない人を特定の簡易裁判所に配置して、そこで取扱はせるといふことですから、二十万円の事件を簡易裁判所に扱つてもいいのではないか、こゝ思ひます。実際はその問題も、非常に

私はうかつでありまして、委員会に出ましたときに、最高裁判所に上告をされる事件の七割くらいが二十万円以下で、それ以上はたいへんな数が簡易裁判所へ行くじやないか、こゝいうことを伺ひましたところ、実はさうじやない、たとえば家庭明け渡しというやうな場合には、地方裁判所の管轄になる最低限三万一千円ですか、さうしてやつておるわけ、二十万円に上れば、さういふものは二十万一千円にするのだから、やつぱり地方裁判所に行くのだ、こゝいうふうなお話でありまして、二十万といふのは、金額がはつきり二十万と出た場合だけが簡易裁判所で、ほかはあまりかわりないやうでもあります。それから裁判官の配置をかえるやうでありますから、地方から簡易にまわしてもそれほどこしつかえないのじやないか、こゝいう意見であります。

田中委員 私は実は参考人の意見を全部承つておりませんので、私の発問が今までお答えになつた点と同意旨であれば、お答えいたしたくなくともけっこうであります。

実は近ごろあまり勉強いたしておりませんので、質問いたすのはどうかと思ひますが、今度の民事訴訟法の改正について、さつき高橋君からも御質問がありましたように、調書、判決方式の合理化をはかるために、最高裁判所のルールにこれをまかすといふこと、この点であります。ルールにまかすといふことですが、このルールをどういふふうにするかという試案を出しておりますので、わからないのであります。最近世の中は非常に正確をとりとびまして、むしろ科学的に

おいて調書と申しますか、正確をとつと傾向が多い。国会等もその方針に従つて正確の面に進んでおるわけでありまして、この改正要綱の調書、判決といふものは、上告の制限等から来ておりますから、正確でなく、なるべく簡易にしよといふわけであることは、ルールの規則が出なくとも、われわれは想像がつく。世の中が正確を期しようといふ時代に、上告の制限のため、その他裁判所の必要によつてむしろその正確度が薄くなるやうなルールがきめられるといふことに対して、参考人はいかうな御意見をお持ちでございましょうか。

田中参考人 御意見私もまづ同じでございまして。ことに調書の問題は、ことに調書の實體面の点になりまして、民事訴訟法の口頭弁論が継続的に行われていない、第二審が統制であるといふ關係からいたしまして、証人の証言等をできるだけ詳しく記載する必要がある、こゝ思つております。それで最高裁判所の規則をどういふふうにつくるか、これはもちろんわかりませんが、刑事訴訟規則を見ますと、大抵の線はわかると思ひます。ただ刑事訴訟規則の方もだん／＼とより簡易化される方向に進んで行くのではないかと心配はあるのでございまして、負担といひまして、できるだけ速記をつけてやるべきじやないかという気がいたします。ことに交互尋問をやつておりました、その要領だけ書かれたのは何にもならないのではな

いか。実は刑事訴訟規則の中で事実を書けといふことではあります、四十何条ですか、両当事者の同意のあるときは要旨だけいい、こゝなつておるの

であります。答弁の内容を書けと言つても、実は要旨しか書いてないわけですが、それを両当事者の同意があれば、要旨でいい、あるいは裁判所が適当と認めれば、要旨でいいというが、この要旨は何を書いていいかわからないといふことになる。こゝいうことになれば、いかに負担が多くと、裁判所の増員といふか、そつちの方で解決すべき問題であると思ひます。

猪俣委員 最高裁判所の事件が非常に幅狭している。それで老判事が非常に困つてゐるという実情は、数年来法務委員会に訴えられて來てゐる。そこで世の中を見ても、事件が多過ぎて迷惑だといふやうな印象を受けるんですが、私も民主政治のもとにおいて権利義務を自覚すれば、訴訟は多くなると思ふのです。これはそれだけ需要があるのではありませんから、国民主権の国においては、その國家機關がその需要に應ずべきものであると思ふ。これは最高裁判所なりその他の裁判所の機構の改革といふことが先決問題である。この需要に應ずる機構の改革をせざるして、何かこの上告を制限する方向ばかりおとりになつておるやうに私ども思ふのですが、政府の説明書にもまづ機構の改革もにらみ合せてやつただけだ、とてもそれは間に合はぬからこの改正法律案を先に出すんだ、これは私は本末転倒だと思ふのです。まず先に機構の改革をしてからそれから改正案を出すべきもので、その方はそつとしておいて、この上告だけを制限するやうな法律だけを特にきめられ

てしまふといふのは、国民の需要に應じない態度ではないか。最高裁判所へ何ら理由のない訴訟がたいへんたくさ

あります。答弁の内容を書けと言つても、実は要旨しか書いてないわけですが、それを両当事者の同意があれば、要旨でいい、あるいは裁判所が適当と認めれば、要旨でいいというが、この要旨は何を書いていいかわからないといふことになる。こゝいうことになれば、いかに負担が多くと、裁判所の増員といふか、そつちの方で解決すべき問題であると思ひます。

猪俣委員 最高裁判所の事件が非常に幅狭している。それで老判事が非常に困つてゐるという実情は、数年来法務委員会に訴えられて來てゐる。そこで世の中を見ても、事件が多過ぎて迷惑だといふやうな印象を受けるんですが、私も民主政治のもとにおいて権利義務を自覚すれば、訴訟は多くなると思ふのです。これはそれだけ需要があるのではありませんから、国民主権の国においては、その國家機關がその需要に應ずべきものであると思ふ。これは最高裁判所なりその他の裁判所の機構の改革といふことが先決問題である。この需要に應ずる機構の改革をせざるして、何かこの上告を制限する方向ばかりおとりになつておるやうに私ども思ふのですが、政府の説明書にもまづ機構の改革もにらみ合せてやつただけだ、とてもそれは間に合はぬからこの改正法律案を先に出すんだ、これは私は本末転倒だと思ふのです。まず先に機構の改革をしてからそれから改正案を出すべきもので、その方はそつとしておいて、この上告だけを制限するやうな法律だけを特にきめられ

てしまふといふのは、国民の需要に應じない態度ではないか。最高裁判所へ何ら理由のない訴訟がたいへんたくさ

あります。答弁の内容を書けと言つても、実は要旨しか書いてないわけですが、それを両当事者の同意があれば、要旨でいい、あるいは裁判所が適当と認めれば、要旨でいいというが、この要旨は何を書いていいかわからないといふことになる。こゝいうことになれば、いかに負担が多くと、裁判所の増員といふか、そつちの方で解決すべき問題であると思ひます。

猪俣委員 最高裁判所の事件が非常に幅狭している。それで老判事が非常に困つてゐるという実情は、数年来法務委員会に訴えられて來てゐる。そこで世の中を見ても、事件が多過ぎて迷惑だといふやうな印象を受けるんですが、私も民主政治のもとにおいて権利義務を自覚すれば、訴訟は多くなると思ふのです。これはそれだけ需要があるのではありませんから、国民主権の国においては、その國家機關がその需要に應ずべきものであると思ふ。これは最高裁判所なりその他の裁判所の機構の改革といふことが先決問題である。この需要に應ずる機構の改革をせざるして、何かこの上告を制限する方向ばかりおとりになつておるやうに私ども思ふのですが、政府の説明書にもまづ機構の改革もにらみ合せてやつただけだ、とてもそれは間に合はぬからこの改正法律案を先に出すんだ、これは私は本末転倒だと思ふのです。まず先に機構の改革をしてからそれから改正案を出すべきもので、その方はそつとしておいて、この上告だけを制限するやうな法律だけを特にきめられ

ん行くようで、まあ専門の判事から見るとこんなものはやつかいだと思つても、しかし先生がおつしやつたように、これはいろいろの理由があつて、専門の判事から見るとけしからぬようでありまして、それだけの国民の需要があるのです。それはここで一々申し上げられませんが、弁護士になるとよくわかる。だから判事の頭で考えるのと、弁護士の頭で考えるのとは違ひがあるのではありませんが、それだけの必要があるのではありませんから、そこで私はその需要を満たすような機構の改革が先決問題ではないか。それをしないという提議になつた、そこでそういうことに對しまして、先生はどういうふうにお考えになりますか。ことに今までは特例法としてずつとその年限を延ばして来たものを、今度は実体法として改正案として出て来た。われ／＼から見るといふ／＼居する決心を固めたのだと思われぬのであります。が、(笑)まず機構の改革をせずして、こういうような本案の改正を先にするというに對しまする先生の御意見を承りたいと思ひます。

○田中参考人 その点につきましては、御意見と私の考へておりますところとは、まったく反對かもしれませんが、最高裁判所の上告制限については、私は非常に制限した方がいい、こういう考へなんぞでございます。需要という点はもちろん一番、二審の裁判を充実する必要があると思ひますけれども、上告はもつと少くして、そのかわり裁判官はもつと一生懸命——一生懸命という失礼かもしれませんが、判決理由をもつとはつきりと書いていた方がいい、こう思ふのであります。

す。実はその点で多少外にそれますが、判決の方式が裁判所規則にゆだねられた場合に、裁判所法第十一条、最高裁判所の判決書には各裁判官の意見を表示しなければならぬ、まさかこれまでも手をお触れになることはあるまいと思ふのであります。この点の関連で、忙しいという点もあるかと思ふのですが、最高裁判所が多数意見を書かれた場合、どの判事さんが書かれたかを明示されてないのではありません。これは私は裁判所法十一条違反じゃないかという意見を持つております。裁判所法十一条の規定は、とにかく裁判所の判決は各判事の責任において外部に意見を出さなければならぬ、こういうふうな考へています。ところが多数意見は大勢の人で書けることになる。大勢の人で意見を書くというところになりますと、最大公約数が出るわけでありまして、非常に簡単な判決理由しか出て来ない。それが補正意見とか少数意見を見ますと、非常に長い委曲を尽して書いてあるのに、多数意見は非常にかみしり着たようなことしか書いてないという結果になつておるのではありません。事件をうんと少くして、多数意見も、その意見を書かれた裁判官の署名入りで十分に意見を書いていただきた、こういう考へであります。最高裁判所の機構の問題は、法制審議会の司法制度部会でも非常に論ぜられて結論が出なかつた問題でありまして、私はとにかくさういうふうな上告は非常に制限すべきだという意見を持つておるのであります。反對論を持つておる方もおるのであります。

○猪俣委員 ちよつともう一点だけ……これは本案に直接関係ないかもしれませんが、憲法八十一条には違ひありませんが、憲法八十一条には違ひありませんが、私どもは今違憲訴訟の手続法を研究しておりますし、当委員会におきまして、その小委員会までできておる。ちよつとさう先生おいでになりましたのですが、この違憲訴訟の手続法となりますと、これは独立な法律をつくるなら別であります。現行法を改正して、憲法八十一条を受けつた訴訟手続法をつくるということになれば、民事訴訟法の改正に入れらるべきものであるか、行政特例法の改正に入れらるべきものか、先生のお考えを承りたい。

○田中参考人 ちよつと御趣旨が何ですか、そのおつくりになる違憲訴訟の手続といふものは、具体的な事件に關係なしに、ある法律が違憲であるという訴訟を起す……

○猪俣委員 そういう意味です。ある法律が抽象的に違憲であるという、民事訴訟の特別の具体的な裁判じやない、いわゆる違憲訴訟です。

○田中参考人 その問題はちよつと考へておりませんが、民事訴訟法の中に入れては、また行政事件特例法でなしに、単行法にすべきものじやないかという気がいたしますけれども……

○猪俣委員 わかりました。

○小林委員長 他に御質疑がなければ、午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩することにいたします。

午後一時から定刻に参考人が来られますから、少し無理かもしれませんが、ぜひ進んで御出席を願ひます。

田中さん、どうも長い時間ありがとうございました。

午後零時三十七分休憩

午後一時三十八分開議

○小林委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

裁判所法の一部を改正する法律案及び民事訴訟法等の一部を改正する法律案、以上二案を一括して議題とし、両案について参考人各位より午前に引續いて御意見を聴取することにいたします。

御承知のごとく、右両法案はいずれもわが国の裁判制度の根本問題に觸れる重要な改正点を含んでおり、その取扱ひあるいは本委員会での審議は、まことに慎重を期してからねばならぬことと思つております。そのため本日は参考人各位の出席を特に煩わして、各位の学識経験に基いて幾多貴重なる御意見を承り、当委員会として公正妥當な態度を決定したいと存じておるのであります。参考人各位におかれましては、この趣旨をおくみくださいまして、忌憚のない御意見をお述べくださることをお願いいたす次第であります。

それではただいまより御意見を承ることになります。まず名古屋高等裁判所長官下飯坂潤夫君にお願いいたします。

○下飯坂参考人 まことに御無礼でございますが、口不調法でございますので、メモをたどりつつ申し述べさせていただきます。私は、簡裁の事物管轄の拡張について申し述べたいと存じます。

現在地方裁判所の事件数と簡易裁判所の事件数とがアンバランスであつて、これを調整する、あるいは戦前戦後の物価指数の間に急傾斜の変動があつて、これによつて権限を拡張せざるを得ない、あるいはまた、民事特例法が失効するに伴つて、最高裁の負担量を軽減する意味合いよりいたしまして、この際簡裁の事物管轄を拡張するということはもちろん異論のないところでありまして、私はさういふ点を別論といたしまして、かねてより簡裁の民事事件の事物管轄を拡張すべきだと考へておつたのであります。と申しますのは、私の管内において平素觀察いたしておりますことを基礎としたのでございまして、簡裁の民事事件数といふものは大体においてきつめて僅少であります。一年に受理事件数が五、六件しかない。あるいはところによつては一件しかないというところもあり、たまにありまして、本庁所在地あるいは支部所在地に二十件あるいは三十件というふうなものでありまして、一箇月の受理事件数は非常に僅少なものであります。かような簡裁に、一休國家ほどのくらの経費をかけておるかと思ひますと、数字はただいま持ち合せておりませんが、少くとも百万円近くの経費はかけておるんじゃないか。庁舎にいたしまして、ところによつては実に堂々たる庁舎を持つておる。その建設費は四百万円から五百万円にも達しておるんじゃないか。また簡易裁判所判事の訓練にも非常な経費をかけておるに思ふのであります。かように考へまして、その手持ち事件数を見ますと、何というもつたないことであらうかと存じて

おります。これでは国家は多大の出費をしながら裁判官その他の職員を飼ひ殺しにしていると思われてもやむを得ない。これでは窮乏している国家財政に対して申し訳ない。そこで簡易裁判所の統合が切実な問題として取上げられるであろうと思いますが、それは別論といたしまして、この際簡易裁判所の管轄を拡張し、簡易裁判所をさらに働かせたい、そうしてそれだけの国家の出費に対して報いさしたい、かような意味合いから、私はかねて簡易裁判所の管轄を拡張してほしいものだと思つておりましたので、今回の拡張に對しましては賛意を表するものであります。

しからばその事物管轄の幅をどの程度にまで広げてよいかという問題に相なりますが、これは物価指数の変動に應じて機械的に引上げるといふことはなく、現在の簡易裁判所の訓練の程度、能力に應じてこの際急激な拡張はこれを留保し、これを見合せ、漸進的に拡張したい、そうして、この際は十萬円で相当ではないかと思ふのであります。試みに名古屋高等裁判所管内の簡易裁判所判事に対してその意向をただしてみまして、過半数十萬円が相当であるという回答がありました。みづからの能力にこれだけの自信しか持つていないのではないか、これははなはだ残念なことではありますが、そういう意向のようでありまして、この程度に引上げますと、簡易裁判所の事件数は現在の二倍、三倍となりまして、現在の簡易裁判所判事に対しては手ごろの処理件数ではなからうかと存するものであります。

しかしながら、このたびの改正案の御趣旨によりまして、この事物管轄の拡張によつて最高裁の負担量の軽減をはかるということでございますから、私どもの考えております十萬円ではその目的に沿ひ得ないかもしれせん。従ひまして、二十萬円にすることにしようか、というふうなことになるのであります。しかしながら、私をもつて言わしめていただきますならば、二十萬円に拡張されまして、実は立案者側から提案されているような数字の影響があるかどうか、すなわち、そういう数字の事件が地裁から簡易裁判所に流れて行つて、またその影響が最高裁に響くかどうかということも判然といたさないものであります。今日地方裁判所に係属いたしております三萬円以上の事件のうちにはアンダー・ヴァリユーされているものがずいぶんありはしないか、そうした事件がいよいよ今度簡易裁判所となるということになりますと、敏感な訴訟人は、とかく簡易裁判所に事件を起したがりたがり、どうかして地方裁判所に起さんと欲すると考えます。そのために、訴訟物の価格を正確に評価しあるいはオーバー・ヴァリユーしてまで地裁に訴を提起せんとするではないかと考えられるのであります。そういういたしますと、訴訟物の価格を二十萬円に引上げても、立案者の期待するような効果をはたして得られるかどうかと私は懸念するのであります。それであるならば、今回の権限拡張も穏当な線で、すなわち十萬円くらいのところへ線を引くべきではないかというふうに考えておるものであります。立案者の御趣旨によりまして

と、二十萬円に引上げた結果として、特定の簡易裁判所の民事事件に關する事務を、その所在地を管轄する地方裁判所の所在地または支部の所在地にある簡易裁判所に移転し、そこに有能な裁判官を配置するのだということでありまして、すなわち、簡易裁判所にいたして甲乙をおつけになることになるのではないかとおもうのであります。一體そんなことが最高裁の態度として、また行政施策として納得できることであるかどうかと私非常に疑問を持つております。最高裁としては、いやしくも簡易裁判所判事の名前を持つておられますところの、同等同格の裁判官をおかかえになつておるわけでありまして、またわれ／＼とてそれを同一に見ておる。そういう同じ名前を持つておる、才能、技術を持つておる裁判官をかかえておる以上は、これに区別をつけるというふうなことはどうでございまいしうか。地方民から見まして、自分の所の簡易裁判所は非常に大事な裁判所である。その裁判所が民事訴訟事件を取扱わないというふうなことは苦情を持ち出すのではないか、こう考えるのであります。現に簡易裁判所に家庭裁判所の出張所が設置されております。その家庭裁判所の出張所のないところの簡易裁判所は、その出張所を何とか付置してもらえぬかということをしよつちゅう申しておるのであります。そういう次第でございますので、簡易裁判所の名前を持つて、非常につばな屋舎を持つておりながら、その裁判所が民事訴訟事件を取扱わないというふうなことは——調停は別であります、民事訴訟事件を取扱わないということであれば、一体どうい

う感じ、影響を与えるであらうかと考えるのであります。私は今日そういう無理をいたしたまでも二十萬円に引上げる必要はないんじゃないか、こう考えるのであります。あるいは簡易裁判所は、簡易の性格論からして、調停あるいは逮捕、拘留、輕微な刑事事件のみを取扱う裁判所だ、それでいいのだという御議論もあるようでありまして、今日の簡易裁判所の行き方、方向、訓練というものは、そういうところまで行つておりません。今日はやはり一般の裁判所である。ただその取扱ひ事件はレベルは低いにいたしまして、一般の裁判所となつておるのであります。いわゆる治安裁判所というふうな形になつておらないのでありますから、この裁判所を區別して取扱うということは、私どもは賛成できぬところなのであります。

次に新法案によりまして上告審の改正の点について申し上げたいと思ふのであります。私は、元來上告裁判所がどのようなべきかという点につきましては、かように考えておるのであります。申し上げるまでもなく、新法案によりまして最高裁判所の性格というものは、非常に高い理念によつて説明されております。最高裁判所というものは、そのあるべきものと私も信じております。かるがゆえに最高裁判所は単なる法律審であつてはならない。そこが旧大審院と異なるところであらうと思ひます。すなわち最高裁判所は、一般的な法律違背を理由とする争訟には親しまない、また親しめてはならない裁判所と考えるのであります。従ひまして私は、最高裁判所の取扱べき事件の範圍は、たか／＼民事特例法に掲げてあるところのものに限定してしかるべきものと考えておつた次第であります。しかしながら、この点が私が特に申し上げたいところでありまして、さらばと申しまして裁判所は、一般的な法律違背を理由とする上告事件に對して、その門戸を閉鎖すべきものであるとは決して考えておらないのであります。ここで私の経験談などをお話いたしますことはまことに恐縮であります。地方裁判所の判事をいたしておりました当時は、控訴院などではなくていいと思つておりました。ところが控訴院へ行つてみますと、なるほど控訴するものも無理はないということをしみ／＼感じました。控訴院の必要性を痛感いたしました。また上告審に参りましたは、上告審の必要性というものをまたさらに感じたのであります。近時上訴といふやうなことが強く取上げられておりますが、なるほど上訴防止には別に方法があると私は考えております。憲法問題も抜きにいたしまして、訴訟事件のうちには最後まで争わせない争訟があるのであります。そういう事件に對して裁判所は門戸を閉鎖すべきではない。どんなに金をかけても黒白を決する、それが第二審だけでも解決されないという事件があるのであります。そういう事件に對して裁判所はやはりこの門戸を開いておくべきではないか、そういうことがやはり政治の恩沢ではないかと私は考えておる次第であります。私の先輩が申しておりました。裁判所は迷える一匹の山羊をも見失つてはならない。まことに同感、名言でございます。國家は一匹の山羊をも見失つてはならない。しかもそういうような事件といふ

んある。それはなぜあるかというならば、やはり裁判官が一つそれにとつてやろうという、そういうところから乱れない一つの秩序が出るのだということをよく申されておつたと思うのであります。そういう意味から申しますれば、最後の裁判所が下級裁判所の裁判を、実体法はもとより、手続法のごくさまつな点まで審判する、批判するということに非常に裁判所全体としての意義があるのではないか。そういう意味から申しますと、上告審は一般の法律点については飽くなくこれを審査すべきではないかというふうに私どもは考えておるのであります。従いまして一般の法律論を今度の法律のうに縛というようなことについては、私は非常な疑問を持つておるのであります。しかしながらそういうことをしない、こうおつしやるのであります。しかしながらその点は最高裁判所が事件の負担にたえないということであつて、裁判所の根本のあり方というものを乱すことにはしらないか、その点を私は非常に懸念いたすのであります。私といしましてはやはり東京高裁に上告部を設けまして、そこであらゆる法律点を審査する、批判する、すなわち旧大審院のような一つの法律審というものを設置する、そうしていただかなければならぬものだというふうに考える次第なのであります。しかしながら今日はさようなことを申し上げまして、まあ／＼時代でございまして、

そこで次に私はスクリーン制度について一言申し上げたいと思うのであり

ます。スクリーン制度は、先ほど来私申し上げましたように、最高裁判所といふものは非常に高い理想のもとに立てられておる。そういう裁判所はその手続の違背などについてこれこれ審査すべきではないというように考えておられますので、その高等裁判所においてこの手続の適法かどうかということについて審査しまして、適法なものだけを最高裁判所に送つてしかるべし。また事実認定の当否だけを争わんとするもの、それも事実認定を争うのかどうか明らからずありますので、たいていは控訴審でやれないのではないかとありますが、事実認定を争つておるといふような明らかなものについて上告審に原裁判所が送らないというこの方法は最高裁判所の性格から見ても決して悪いものとは思いません。そうすることによつて最高裁判所の受件の負担も軽減する。また最高裁判所の性格にも合すると思つてあります。しかしながらこのスクリーン制度を地方裁判所にまで及ぼしまして、高等裁判所の上告事件にまでスクリーン制度を用ひまして、そうして地方裁判所にスクリーンをさせるというふうなことになるにすると、私の議論はちよつとくずれて参るのであります。最高裁判所の事件なるがゆえにスクリーンさせる、高等裁判所には何もスクリーンさせる必要はないのじやないかというふうには、高等裁判所の上告事件についてはスクリーンさせるまでもないのじやないか、高等裁判所は現在の判事の能力をもつて、また人員をもつて、その高等裁判所自体においてスクリーンできるのではないかとというように私は考へておる次第なのであります。

以上私の申し上げましたことは、ごく要点につきまして大事な点について申し上げたと思つております。それ以外に調書の簡易化、判決の形式の点について最高裁判所の問題から見て新しい問題が提起されております。また簡易裁判所の仮処分についても上告を許さない、あるいは執行停止の問題等ございまして、それらについてはすでに論議し尽されておることと思ひます。規則の問題につきましては、規則によつて判決の形式をきめるといふような、言い渡しをどうするといふような問題は、この際控えさせていたゞきたいと存するのであります。

またことにつまらないことを申し上げまして、お耳を汚しまして恐縮であります。

○小林委員 次に日本弁護士連合会の片山警男君にお願いいたします。

片山さんは改正案一般に対する御意見を伺うのでありますが、特にイ、上告理由、ロ、原審の上告棄却決定、ハ、保全処分についての上告制限、ニ、簡易裁判所の管轄の拡大、これらの点に就いてお述べをお願いしたいと思います。

○片山参事人 私、片山でございます。私は日本弁護士連合会を代表して日本弁護士連合会でもとめました意見をそのまゝお伝えするつもりで申し上げますのでございします。この意見は各委員の方々の数だけ差上げてございしますから、ごらん願へばわかると思ひます。まず第一に日本弁護士連合会の意見といたしましては、この立法趣旨による両法案の改正には反対するといふのが総括的な意見でございます。その

理由を少しく述べさせていただきますと思つております。

今回の改正は最高裁判所に七千件もの事件が停滯した、こういうことを前提として昨年の五月、六月の法曹時報の五巻、五号、六号であります。これに最高裁判所の藤田入郎裁判官が「最高裁判所の機構改革に関する諸説について」と題する論文を掲げられました。これはいわゆる、乱上訴のために事件が停滯するのだというのを前提にして、弁護士などもすべからず上告理由のないものについては上告理由なしという上告趣意書を提出すべきだ、こういう前提のものになさつたわけでありまして、そうしてその改正の骨子は、現在のいわゆる提案されているこの法律案とまったく合致するものであります。そうだといたしますならば、藤田裁判官のその根本の、投げられた一石がこの改正案になつていゝと考へられるのであります。この藤田裁判官の「法曹時報」に掲げられた記事に就いては、在野法曹におきましては全員が反対いたしました。喧々囂々としてこれに非難の声を浴びせたのでありますけれども、遺憾ながらそれは取上げられな

ます。最高裁判所は一般国民の上訴権を、スクリーンを掲げて遮蔽しようといふのが動機なんでありまして、われわれの絶対的賛意を表しがたいものなものであります。

最近新聞記事を見ますと、川口の簡易裁判所においてかなりの事件が停滯したとあります。それによつてその簡易裁判所の裁判官は弾劾裁判に付されるとか書いてありました。その真偽はたゞしてありません。しかもその監督の地位にある浦和地方裁判所の所長もまた、何らかの罰をこうむるとかいう話であります。一簡易裁判所の下級裁判所の裁判官は、事務の滞滞することによつておのずから責任を問われるのであるのかかわらず、最高裁判所の裁判官は二十五年程度の事件が解決できないで、七千件以上の滞滞を来しながら、しかもその責任をみずから負おうとしないで、一般国民の権利を抑圧して、その事務の滞滞を打開しようとする、まづたくもつてのほかの改正案なんでありまして、われ／＼いゝわゆる在野法曹としては、絶対に承服しがたいこの改正の根本趣旨であります。

しかしながらこれを強く主張すること自体がいか悪いかの問題は、種々討議いたしました。各地方の弁護士会から意見が述べられましたものについて検討いたしました。いづれも強い反対意見なんでありまして、ことにただ一点だけ読みたいのですが、「法曹時報」に田中耕太郎長官の記事のある中に、幾千の事件の大部分は、その性質において最高裁判所の裁判官の手を煩わす必要のないものだ、こう言われるのである。どういふ事件が最高裁判所の裁判官の手を煩わしてはいけないので

ありましようか、いづれも国民の係争であり、あるいは国民が懲役何年かに行かなければならぬ問題であります。それをさへも最高裁判所の裁判官になすまいない事件といふのがあり得るのでしょうか。われ／＼は奇異の感を抱かざるを得ないのであります。以上申し上げたような趣旨におきまして、総括的には今般の改正には絶対反対なんでありまして、

しかしながら先ほど申し上げましたこの意見書にしたためておきまして、この改正案がほかの理由によつて賛成すべきものであり、あるいはこれに従つてもさしつかえないと思はれるものは、して反対する理由もございせん。それゆゑにつぶさに検討を加えました結果、次のような意見が出たわけでございます。

まず最初に、裁判所法の一部を改正する法律案に対する意見でございます。これは結局高等裁判所に対する上告をふやし、最高裁判所に対する上告を減少し、そうしてこれによつて滞滞を打開しようとする意図でなされたものであります。現在の物価指数からいたしまして、多少の値上りはやむを得ない、しかもその法案を拝見いたしますと、附則の三に、「最高裁判所の規則で指定する簡易裁判所の民事訴訟に関する事務は、その所在地を管轄する地方裁判所又はその支部の所在地に設立された簡易裁判所で最高裁判所の規則で指定するものが取り扱う。」というふうになつておりますが、ただこれが遺憾なことには、「当分の間」という言葉がかぶせてあるであります。当分の間といふので逃げられては、われわれの目的は達しられないのであります。

す。われ／＼は現在の状態において、多少の値上りはやむを得ない。しかしながらもとの区裁判所の所在地にわゆる裁判所法の四十五条で任命されない特任の判事のいない、正式に任命された簡易裁判所の裁判官によつて裁かれる場合には、十万円程度の値上りはやむを得ないであらう、こういうことから、いわゆる改正案は二十万円を十万円とすることによつて、しかもそれにはいわゆる裁判所法の附則の三であり、これが、これは自分の間を置いて、それが適用して同時に改正されることを条件としたとして、賛成したいのである。二十万円を十万円と改め直す点は、先ほど当局からいいたがままに訴訟事件の比率表というものを拝見したのでありますが、これによると、百分比で、三万円までが三％、三万円から五万円までが二％、五万円から十万円までが二・一％、これを合計いたしますと約五・一％になる、こういう程度のものでいわゆる簡易裁判所で扱われるのが最も妥当ではないか、こういう結論に到達いたしました。がゆえに、裁判所法の一部を改正する法律案については、附則の三の「自分の間」とあるを除いて、そうしていわゆる裁判所法四十五条の、書記から上つたりなどした裁判官に扱われないことを条件として、これに十万円として賛成いたしましたと思ひます。

次に民事訴訟法の改正に関する意見でございますが、いずれも御研究なされた専門家の方であるし、次々と御意見が出るのでありますから、簡単に申し上げたいと思ひます。まず上告理由の制限の点であります。これには要綱によりまして二つの理由が掲げてござ

いました。そしてその要綱の一は「上告理由を原判決の憲法違背及び判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違背に限ること。」これは上告理由を制限されたものであります。そうして「上告に關する適法要件を欠くことが明らかの場合には、原裁判所において上告を却下することが出来るものとする」と。こういう二つの法律案要綱といふものがございまして、これによつて検討いたしました。が、一部の反対はありましたが、いよいよ判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違背にすることは、結局本年六月に効力を失います、民事上告に關する特例法が復活することによつて法令違背もまた上告になることとなるならば、それが原判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違背に限られてもまたやむを得ないであらう、それは譲歩してもよろしいだらうという結論に到達いたしました。そして第二のいわゆる適法要件を欠くことが明らかな場合には云々の要綱でございますが、これを讀んだときにはさほど感じなかつたのであります。ところが實際に法律案を拜見いたしますと、三百九十九条がこれに該当するものと考へられるのであります。が、三百九十九条の第三号には「上告が法令ノ違背ヲ理由トスルモノニ非ザルトキ又ハ判決ニ影響ヲ及ボサザルコト明ナル法令ノ違背ヲ理由トスルモノナルトキ」こういう驚くべき条項が加えられてゐるのであります。これは法律案要綱には全然書き上げてない条文なんであります。これがあることによつて、原裁判所は法令の違背が判決に影響を及ぼすか及ぼさないかまで判断しなければなりません。そういういたしますと、いわゆる上告でなくて、高

等裁判所における判断にほかならないのであります。ことに原審にいわゆる三審制度をとりながら、上告状を提出して原審にその判断をまかせるといふことは、これは三審制度を貫くものでなく、また最高裁判所の裁判官のみが手数が省かれるかもしれないけれども、いわゆる人件費の点においてはやはり高等裁判所において同じ手数をかけなければならぬのであります。元來われ／＼が上告いたしますのは、いわゆる権威ある裁判官によつて、絶対に国民の信頼し得る判決を得ようとするのであります。その判断を得たいがためにするのであります。先ほど下飯坂先生がおつしやつたように上告というものは認められない。いわゆる迷える羊は一匹でもという説でございしましたが、私もこれには全面的に賛意を表するものであります。上告の判断を求めたいが、原審に上告状を提出して原審で判決に影響を及ぼすか及ぼさないかという判断を受けるのは、何の意味もないのであります。そうかと申しまして、下飯坂先生の言われるように四審制度といふことについては私はまだ賛同しがたいものであります。これらの意味におきましていよいよ三百九十五条、三百九十七条、三百九十八条、それにたまたま問題の三百九十九条で、これには絶対賛同しがた。ことに三百九十九条は、絶対これだけは反対していただきたいのであります。われ／＼に残された唯一の道はた議員諸氏におすがりして、この悪法を絶対通さないようにしていただくよう道がないのであります。われ／＼在野法曹といたしましては、国民の権利の擁護のために切にこの点は撤廃さ

れるようにお願いしたいのであります。それから仮差押え、仮処分事件上告の憲法違反に限るとする改正、これについてははいて反対しないという結論に到達いたしました。しかしながらこれは後に参考人として出られる東京三弁護士会の意見によりますと、これもわれわれの意見より強いのであります。しかしながら連合会で考えましたことは、民事訴訟法はいかなる場合においても両当事者があるものであります。これを忘れてはならないと考えます。そういたしますと、いわゆる上告する者、あるいは原告被告、控訴人、被控訴人、一方に利益のものはいかなる場合にも相手方に不利で、相手方に利益のものは片方方には不利であります。そうでありますからそれらの点を勘案いたしまして、仮差押え、仮処分という非常に急を要するものについて、ことに後に本案の裁判によつて根本的に解決できるものであるといたしますならば、差押えも上告まで特に維持する必要はないのじやないか。これは当局の調べられましたいわゆる仮差押え、仮処分事件の上告事件がパーセントで四％であつて、しかもそのうちのさらに二％が確定だといふのを全面的に信用いたしまして、そうだとするならばこれに賛同することもあながち当事者に不利ではないのじやないかという結論に到達したのであります。今までも、またこれから申し上げます連合会の意見につきましてこまかい条文についてはいずれもこの意見書に、法律案に対する具体的意見として掲げておりますからごらん願ひたいと考へるのであります。

次に仮執行宣言付判決に対する上告審における執行停止の問題であります。これには連合会といたしましては賛成いたします。なぜならば現在最高裁判所に執行停止を申請いたしますと、藤田裁判官のおられる部のごときは絶対にお許しがないのであります。現実においてお許しがないのであります。これを法制化して執行停止によつて損害を受けるおそれをいわゆる疎明することによつて、これを得ようとするのはあながち違法でない、または相手方を保護することにもなりますから、事件をことさらに延引しようとする者のためには、かくのごとき制度はむしろ利益ではないか、こう考へてこれには賛成するものであります。

さらに調書及び判決の方式等を最高裁判所の規則にゆだねる改正案でございますが、これはわれ／＼といたしましては強く反対するものであります。何となれば六月のいわゆる特例の廃止によつて法令違背といふものが復活するのであります。しかしながら当局の意図されるのは、これらを全部最高裁判所の規則にゆだねてしまつて、法令違背といふものは探してみてもほとんどないといふことになることを願はれたやうに考へられる。しかも裁判所のいわゆる調書あるいは判決等は法律に定めてこそこれは必要でありまして、これを最高裁判所の規則によつて自由にきめるということには絶対反対なのであります。

以上申し上げましたのが大体の要旨でございますが、連合会といたしましては多分の譲歩をいたしまして、むしろ三百九十九条の改廃等に全力を注いで、これを絶対に法律化しないように

していただきたいために、ほかの面についてはかなり反対者もあり反対意見も強かつたのでありますが、これらの点はこれに従うこととしたのでありますから、委員諸公におかれましてはぜひともこの点について御尽力賜わりたいと思います。私のつまらない話はこれで終ります。

○小林委員 この際下飯坂参考人及び片山参考人に対して御質疑があればこれを許します。御質疑はありませんか。

それでは、また二人参考人が残っておりますが、三時以後に出席される約束でありますから、それまで休憩いたします。

午後二時三十一分休憩

午後三時十二分開議

○小林委員 休憩前に引続き会議を開きます。

裁判所法の一部を改正する法律案及び民事訴訟法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題とし、両案について参考人より御意見を聴取することにした。東京弁護士会所属、弁護士岡升良君にお願いいたします。

○岡参考人 私岡升良であります。私が申し上げますことは、東京の三弁護士会と申し上げますと、東京弁護士会、第一弁護士会、第二弁護士会の三弁護士会のことを申すのでありますが、その三弁護士会で、裁判所法の一部改正案並びに民事訴訟法の一部改正案というものが法務省から発表されましたので、連合委員会を開きまして、数回にわたって研究をいたしました結果に基づきまして申し上げたいと思います。

第一に裁判所法の一部改正案に対する意見であります。これは裁判所法第三十三条中三万円とあるのを二十万円とする改正案であります。この改正案に對しましては、十万円と修正をさせていただきたいのであります。それからこれを審理する裁判官は、裁判所法第四十五条による特任判事でない裁判官にお願いしたいのであります。

簡単に理由を申し上げますが、裁判所法の施行されましたのは、昭和二十二年五月でありまして、当時の経済事情におきまして、簡易裁判所の事務の管轄は三万円以下を適當としたのであります。ところが、その後逐年物価が高騰いたしましたので、経済事情も著しく変化しておるものであります。簡易裁判所に出訴する事件が減少して地方裁判所に提起される事件が増加する結果となり、最高裁判所に對する上告事件が増加していることは了解ができました。が、しかしながら改正案のごとく一躍三万円を二十万円に増額するということは、東京、大阪等の大都市においてはともかくでありまして、その他の地方の簡易裁判所では大部分の事件が簡易裁判所に集中する結果となつて、地方裁判所に提起される事件はきわめて少数となることと予想されますので、私どもは私権保護の立場からこのような急激な増額には反対いたしますのであります。試みに法務省が発表されました資料を拝見いたしますと、もし二十万円といたします場合における事件の關係を調べてみますと、東京では二十八年度におきまして二十万円までの事件が六千九百二件に相なっておりまして、それ以上の事件は五千三十一件しかないのであります。それからこの

問題は地方の弁護士会から大そうやかましく議論が發表されて参りますので、特に徳島の例をとつてみますと、徳島では二十万円までの事件は二十八年度において八百七十七件であります。しかしながら二十万円を越す事件は百二十二件しかないものであります。それから鳥取では二十万円までの事件は四百六十九件あります。これに對しまして、二十万円を越す事件はわずかに八十二件しかないものであります。今日のように地方裁判所が充実いたしましたので、簡易裁判所はなほだ完備いたしておらない状況におきまして、かようなおびただしい数が簡易裁判所に参りますことは、はなはだ私権の保護が完全でないということ

を地方における弁護士諸君が依頼人を代表して申して参つておる実情でありまして、東京においですれば二十万円以下の事件が六千九百件、約七千件であります。しかるに二十万円以上の事件は五千件しかないというようなことは、あまりにも急激なる増額であると考えまして、にわかに賛成しがたいのであります。特任判事を審理に当らせないということにつきましては、条文を拝見いたしますと、附則において一応の手当ができておるようには見えないのであります。附則の三に當分の間という文字が使つてあるものであります。當分の間でないにこれは特任判事に扱わせないという恒久法にしていただきたいのであります。その他は裁判所法の附則の問題は異議がないのであります。

次に第二の民事訴訟法の一部改正案に對する意見を申し上げます。改正案の順に申し上げます。私が申し上げます。ない部分は、意見がない部分は賛成しておるものと御了承願つてさしつかえないのであります。民事訴訟法の第二十二條中に三万円とあるのを二十万円とするという改正案は、先ほど裁判所法で申し上げましたように十万円と修正することをお願いしたのであります。この理由は先ほど申し上げたのであります。次に民事訴訟法の第二百四十四條の二項、これは担保不供による訴えの結果による原告の審判の規定であります。これは削除になつております。同法第二百四十三條は調書の形式的記載事項であります。これは修正されております。次に第二百四十四條は調書の実質的記載事項、これは削除になつております。次に第二百四十五條、調書における書類の引用であります。これは削除になつております。それから第二百四十七條、「調書の証明力」であります。これは修正されております。百四十八條、「弁論の速記」であります。これは削除になつております。百四十九條、これは調書に関する規定の他の手続への準用であります。修正されております。百五十一條第四項、訴訟記録の正本などに関する規定であります。これは削除されております。それから百八十九條、「判決言渡の方式」の規定であります。削除されております。同法百九十一條、「判決書の記載事項」であります。これは削除されております。

同法百九十二條、判決の交付、これは削除されております。同法百九十三條、「判決の送達」に関する規定、これは修正されております。同法百九十四條第二項、判決の更正決定の方式であります。削除されております。同法二百二條第二項、不適法な訴え却下にあつたの「原告の審判」であります。これは削除になつております。同法二百四條第二項、決定、命令の告知に伴う書記の処置、これは削除になつております。二百五十條、「準備手続調書」、これは修正されております。同法第二百五十五條第一項及び第三項、準備手続の効果の規定であります。これは修正になつております。同法二百九十二條、宣誓をさせないで尋問した場合の調書の記載であります。これは削除になつております。同法三百四十條、当事者尋問調書に関する規定であります。これは削除になつております。同法三百四十一條、「法定代理人の訊問」の規定であります。これは修正になつております。同法三百五十八條ノ二、「調書の簡略化」に関する規定であります。これは削除になつております。同法三百五十九條、判決書の簡易化に関する規定であります。これは削除になつております。同法三百八十三條第二項、控訴却下にあつたの控訴人の審判に関する規定であります。これは削除になつております。

同法三百九十一条、「判決書の記載方式」に関する規定であります。が、削除になつております。

同法四百九条、訴訟記録の返送の規定であります。これも削除になつております。

以上の修正または削除は、これらの規定を最高裁判所の規則制定権に委譲しようとする改正案であつて、全部反対であります。

その理由を簡単に申し上げます。改正案におきましては、調書及び判決の方式等を簡素化するために、これを最高裁判所の規則によつて定めようとするものであります。しかしながら現行法による調書及び判決の方式は、最小限度において必要な事項が規定されてゐるのであります。それによつて調書は弁論の内容を明らかにするとともに、そのみが判決の基礎となつてゐるのであります。また判決は方式の規定がありますから、その内容が明確になるのであります。しかるに最高裁判所の制定する規則によつて、これが調書を簡素化される場合には、口頭弁論の発展の内容を知ることができません。また判決の方式を簡素化せられるようなことになりまして、判決によつて当事者を納得させることは不可能であると考えられます。ことに、いれんや最高裁判所の規則制定権に委譲いたしますときには、その方式が朝令暮改される危険にさらされます。それが多分にありますので、この点からも反対をいたす次第であります。

次に民事訴訟法第三百九十三条第三項を新設されておりますが、これは仮差押え及び仮処分事件の判決に対する上告の禁止であります。これに對し

しても私どもは反対をいたしたいのであります。その理由は仮差押え、仮処分事件の判決に対する上告は、年間を通じて数十件の少数であるといふことは法務省発表の通りであります。かような少数の事件について上告を禁じて、最高裁判所の負担の軽減にはならないといふことが第一理由であります。次に仮差押え、仮処分事件であります。これも、法令の解釈の統一については、やはり最高裁判所でこれをなす責任があると思ひますので、わずかばかりの事件だからといつてこれを上告を禁じて、最高裁判所が法令解釈の統一をなげうつといふことは、私どもの賛成しないところであります。

次に民事訴訟法第三百九十四条、これは「上告理由」の修正であります。「上告ハ判決ニ違法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他違法ノ違背アルコト又ハ判決ニ影響ヲ及ボスコト明ナル法令ノ違背アルコトヲ理由トスルコトニ限リ之ヲ為スコトヲ得」ということになつておるものであります。この中で判例違反は上告理由として認められなかつたのははなはだ遺憾であります。これを追加すべきものではないかと考えるのであります。この点はたび／＼議論をいたしたのであります。法令違背は判例違反を含むといふ解釈をなす人がないでもありませんが、今日の裁判所の取扱ひをいたしましては、法令違背と判例違反とは厳に区別をいたしておるのであります。従ひまして法令違背を上告理由としたから判例違反を上告理由とする必要がないといふ議論は、私どもの賛成しないところであります。

次に同法第三百九十五条「絶対的上告理由」であります。第一項中に「裁判ハ左ノ場合ニ於テハ常ニ法令ノ違背シタルモノトス」とあつたのを、「左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス」と改められたのであります。が、これは前条において「判決ニ影響ヲ及ボスコト明ナル法令ノ違背アルコト」を理由として認めました以上は、やはり同じ歩調をもつて「判決ハ左ノ場合ニ於テハ常ニ判決ニ影響ヲ及ボスコト明ナル法令ノ違背アルモノトス」とすべきであると考えるのであります。それから第三百九十七条、これは原裁判所に対する上告状の提出であります。司法官三百九十八条、これは原裁判所に対する上告理由の提出であります。この二箇条の新設には反対であります。

ここでちよつと追加して申し上げておきたいと思ひます。昭和二十九年五月三十一日限り失効することになつております「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」というのがありますが、この法律は私ども最初から今日でも反対をいたしておつて、このときに失効せしむべきものであるといふことを主張して参つておるのであります。この法律でも判例違反はやはり認めおつたのであります。従ひましてただいまの三百九十四条にはやはり判例違反をも上告理由とすべきものだといふことを追加して申し上げておきたいと思ひます。

次に民事訴訟法第三百九十九条、原裁判所における上告の却下であります。これは大修正がいたされております。それから同法三百九十九条ノ二、事件の送付、これは新設規定であります。三百九十九条ノ三、上告の却下、これも新設規定であります。およそ今日の民事訴訟法の改正の中でこの三百九十九条くらい悪い改正はないと考へます。第三百九十九条の第一項の第三号を見ますと、「上告が法令ノ違背ヲ理由トスルモノニ非ザルコト又ハ判決ニ影響ヲ及ボサザルコト明ナル法令ノ違背ヲ理由トスルモノナルコト」は「原裁判所ハ決定ヲ以テ上告ヲ却下スルコトヲ要ス」としておるのであります。それによつてこの上告状と上告理由は、ただいま申し上げました新設条文によつて、原裁判所を通過することになつておるのであります。この改正によりますれば、上告は本来上告裁判所が原裁判所の裁判に不服である当事者の不服の理由を審理裁判すべきものであるにかかわらず、不服の判決をなしたその裁判所が再び上告を審理し裁判するのであつて、上訴制度を否認するきわめて不当なる改正案であるといふことに附着するのであります。またこの改正案によれば、三百九十四条において、判決に影響を及ぼすことの明らかな法令違反を上告理由として認めながら、この三百九十九条においては原裁判所がその上告理由を審理判断するのであるから、結局審理判断するのであるのみならず、判決に影響を及ぼさざるものが明らかなといふ場合には、その上告理由を原裁判所が却下するのであります。結局上告裁判所で上告理由の審理判断を受ける権利を剝奪される結果になる不合理の改正案であるのであります。このことは非常に重大なことであります。一方においては三百九十四条で判決に影響を及ぼすこと明らかな法令違反を上告理由

として認めながら、三百九十九条において判決に影響を及ぼさること明らかな法令違反は原裁判所で却下することを要するといふように、一方において上告理由として認めておきながら、一方においては原裁判所で却下してしまつて、上告裁判所にその上告理由が参らぬ、上告裁判所でその理由を審理判断もしないといふ、一方に与えて一方に奪うといふ改正案でありまして、これでは三百九十四条によつて与えられた法令違反といふものは活用できないのであります。三百九十九条のこの条文は、どうしてもこれは削除していただかなければならぬものであると考へるのであります。これが本改正における一番悪い改正であると存じますので、特に御留意を願ひたいと考へておるのでございます。

次に民事訴訟法第四百九条ノ二、これは修正になつておるのであります。が、その新しく入るのは第二項だと考へますが、「仮差押え又ハ仮処分ニ関シテ高等裁判所ガ第二審若クハ第一審トシテ為シタル終局判決又ハ地方裁判所ガ第二審トシテ為シタル終局判決ニ対シテハ其ノ判決ニ違法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他違法ノ違背アルコトヲ理由トスルコトニ限リ最高裁判所ニ特ニ上告ヲ為スコトヲ得」としてあるのであります。これは先ほだ申し上げました仮差押えまたは仮処分事件に對して上告を禁止いたしましたのと相まつて、反対をいたすのであります。仮処分、仮差押え事件に關しまして、やはり一般の法令違反を上告理由として認めるべきであると考えるのであります。それでもう一つ申し上げたいのは、仮差押え、仮処分の上告を三百九

たいと思います。なお法制審議会、最高裁判所協議会における上告諸論議について簡単に付け加えたいと思います。

○眞野参事 大体私の考えておりますところを最初に申し述べまして、足りないところは委員各位から御質問を受けるようにしたいと思います。委員会における参事人の意見をいろいろ聞いておきますと、一々それに対して私も反駁しあるいは賛成するということもできたかと思いますが、時間の関係上そういうひまがありませんでしたので、ただ今私が参事人の後半のところを承つたのであります。そういう次第でありまして、この改正案のよつて来るところ、どこに眼目があるかということについて多少誤解と申しますか、理解の深くないと申しますか、そういうところから私の意見と異なるような意見も出て来るのではないかとこう思ふのであります。この改正案の出て来ました一番の根本理由と私の考えますところでは、新しい憲法によつてできました最高裁判所という新しい司法制度と、従来の大審院の司法制度とは、非常に根本的に異なるところがある。私は信じておるのであります。裁判所の使命として私の信する最も大きいところは、やはり人権を擁護するところにある。最終の目標があるものとこう思ふのであります。そういう観点から従来の大審院と最高裁判所というものを比較検討いたしますと、そこに非常なる差異があるのであります。大審院におきまして人権の擁護ということとはもちろんいたしておりましたが、その人権を擁護する範囲というものはきわめて狭い、程度の低いものであつた。

た。法律の認めておる人権、法律の範囲内における人権、個々の具体的事件について、具体的事件の処理として、人権を擁護するところ、眼目があつたものであります。ところがこれと対照いたしまして、最高裁判所という司法制度のもとにおきましては、むしろ今言つた大審院当時に保護した人権というものの、すなわち法律の認むる人権、法律の範囲内における人権というものの、それを個々の事件を通じて適当に保護するということはもちろんでありまして、それよりもつと深い意味、広い意味において、最高裁判所の持つ使命というものは、憲法上の基本的人権を擁護するということでありまして、その憲法上の基本的人権と申しますものは、よしや法律にきめてなくとも、また法律にそれを禁止することがきめてある場合でも、なおその法律が憲法上の基本的人権を害しておると認めるときには、法律に違反しても、法律を無効としても、なおかつ人権を擁護する——行政処分に対しても同じこととありますが、そういう法律の範囲内ばかりではなく、法律を越えて、あるいは法律を無効とするというようないふ事態が生じて、なおかつ基本的人権を擁護しよう、こういう任務を持つておるわけでありまして、そういう見地から申しますと、単に一つの事件において個々の事件を救済をするというばかりではなく、個々の事件の救済を通して、もつと奥深いところにある法律そのもの、行政処分そのものの憲法適合をあらゆる面から検討して、そしてそういう高い深い立場から、場合によつては法律そのもの、行政処分そのものをも無効とするという立場におい

て、基本的人権を擁護するということが、最高裁判所の最も重要な根幹をなす使命であると私は信じておるのであります。よく裁判所は正義を擁護する、正義を発揚すると申しますが、大審院の時代におきましては、その正義なるものは、憲法を除く憲法以下の実定法的な正義を顕現するにすぎなかつたのであります。最高裁判所は、憲法をも含めてすべての法律の法的正義を顕現する、憲法的正義を顕現するということが主眼でありまして、そこに二つの裁判所、その国のその時代の最高の裁判所ではあります。大審院を頂点とする司法制度と、最高裁判所を頂点とする司法制度というものは、非常に本質的に異なるところがあると思ふのであります。これは私があえて今申し上げなくとも、皆さんのすでに十分御承知のことと思ひますが、本改正案のよつて来る一番根本の主眼を突き詰めると、ここにあるのであります。あえてこの点を、簡単にではありますが、強調せざるを得ない次第であります。

そういうような高い深い立場から、国民の基本的人権を擁護するという任務を負つておる裁判官の職務は、むしろ非常に重い、従つてわれ／＼がその任務を完全に遂行するためには、従来の大審院の裁判官が個々の事件について法律の範囲内における人権を擁護するということよりは、もつと幾層倍深い／＼な点に關する認識を持たなければ、とうていこの任務を尽すことはできないと思ひます。そういう国民の利害休戚には非常に深い關係を持つ職務を尽すのであります。またそれが一国の司法制度全体に、一つ／＼

の事件の判断が一国全体の司法制度の将来の指針となるようなものを示さなければならぬわけでありまして、ただ事件の処理ができればいいというように、一件処理ができればそれで事足れりというのではなく、やはり将来の司法制度全般に及ぼす影響というものが、一つの事件の判断を通して非常に広汎に広がつて行かなければならぬ、そういう職責を持つておるのでありますから、十分に検討をして事件をやらなければならぬ。ところがいかかでございますでしょうか。私不肖ながら最高裁判所発足以来今日まで、すべての最高裁判所の事件に關与する機会を得まして、そして自分の体験を通して常に考へておるのであります。われわれがこの高い重い任務を尽すがために、十分なる、ほんとうの意味における自分の満足する程度までの、物事をよく調査し研究するいとまがあるかというのを反省するならば、これは遺憾ながら／＼と答へざるを得ない。それは事件があまりに山積しているからであります。われ／＼三十有余年弁護士をいたし、最高裁判所判事として五箇年近く勤めておるわけでありまして、司法制度のこと、まあはばかりながら裏からも表からもいろいろよく見て来たのであります。この最高裁判所の高い使命を達成するがためには、従来の経験ばかりではいけない、もつと深い調査、深い研究がいるのかかわらず、その研究調査が満足な状態において、全体の事件を処理しなければならぬ立場にあることは、非常な苦痛を感じておるのであります。そういうことになりましたのは、結局どこに原因があるかということであり

ます。なるほど刑事訴訟法また民事訴訟法の特例法というものによつて、上告の理由は法律上は制限されたのであります。ところが法律が上告の理由を制限すれば、それでそういう上告の理由のない上告があると断つていへば、決してそういうものではない。立法に關与せられておる皆さんはよく御承知のことでありまして、いかなることでも、法律ですべてのことが解決するものではない。そういう法律をつくつても、出て来る上告事件というものは非常に数多く、しかも書いてあることは非常に長く書いてあるものもありまして、ずつと最初から通覽して見ても、結局事実誤認である、刑事でいえば量刑不当であるというやうな事柄が相当多いのであります。それは上告の理由を制限しておる法律の精神には違反することでありまして、いくら法律でせきとめる閥門をつくつても／＼／＼とそれに反対な上告理由というものが出て来る以上は、それを始末しなければならぬ。一旦それを始末する段になりますと、比較的容易に行きます。しかしながら始末するまでは上告理由を一応どうしても目を通さなければならぬ。それから上告理由に法律違反らしいことがいつてあつて、記録にこう書いてあるからこうだというやうなことがあると、やはり記録を参照してみないと、記録を参照してみると記録にはちやんとそれと反対なことが出ておるというやうな事例がたゞさんあります。とにかく一応記録をあつてみなければそれをねねるといふことはできない。そういう問題が数多く申しますとどのくらいあります。私の目の子勘定だけ

で申し上げてはなはだ相済みませんが、全体の六割五分あるいは七割くらいまではよいと思ふのであります。そういうように上告理由にはまったく該当しないようなものがある。それを一々処理するといふことのために時間と労力を非常にたくさん費さなければならぬ。これは最高裁判所という制度とはマツチしない。最高裁判所としてもつと力を入れてなすべき大きな仕事があるのかかわらずさういふささいなこと、十年か、十二、三年も経験を積んだ裁判官ならばだれでも間違ひなく処理ができるような事柄がうんと山積して来る。それを一々目を通してやるという事は、ほかの重要な事件を処理するといふようなことに非常に妨げをなしてゐる。多くの時間をそれにとられてゐることは私としても最初から今日まで常に遺憾なことであると思つて来ておるのであります。抽象的に議論を申し上げてもしかたがないかもしれませんが、一々さういふくだらぬことの書いてある、上告理由にまつた該当しない事柄をあるとして書いてあるものを持つて来れば、それは幾らでもあります。そういうものから最高裁判所の判事の何といふますか荷を軽くするといふことが、日本で最高裁判所制度という司法制度を打立てることが日本の将来のために必要であるならば、どうしてもこれはなし遂げなければならぬことであると、私は五箇年間の経験を通して深い確信を持つておるのであります。一国には立法、司法、行政とありまして、最高裁判所制度のような司法制度を持つたといふことは、やはり一国の

将来の運命に非常な影響を持つ事柄を処理してゐる、これは一つの事件で処理するものではありませんが、個々の判決を積み重ねることによつて動かすべからざる国の運命をも支配する状態を持ち来すものであると私は確信して疑わないのであります。その最も適切な一例として私が常に考へておることは、米国における最高裁判所の長官の、これは数から申しますと三代目と申しますか、四代目と申しますか、中に一人は任命されてすぐに受けなかつた人がありますが、三代目にあたりますか、四代目というのはいいか知りませんが、とにかく初期の最高裁判所の長官、これが当時アメリカの国情として各ステートが強い権力を持つように行つたか、あるいはまたユナイテッド・ステートすなわち合衆国連邦というものが強い力を持つたか、これは政治上その当時非常に争われて来た問題であります。このジョン・マーシャルは最高裁判所の判決を通してアメリカの連邦の統一といふことに主力を注いで行つたのであります。それが最高裁判所によつて判決の集積によつてさういふ方向に向つたのでありますから、それがアメリカの場合には非常に幸福な結果をもたらした。と申しますのは、かのリンカーンの時代に南北の戦争が起きた。そのときに南の方の一部の者は北から独立して別の国をつくらう、さういふことが行われましたが、南北戦争もうまく済み、やはり最高裁判所によつて示されたところの統一の方向に国民が向つたのでありますから、アメリカの今日の繁栄をもち来してゐるわけでありまして、ところがアメリカのその最高裁判所の指針

がかりに誤つていたならば、アメリカ大陸には今おそろく十数国あるいは二十数国の国がヨーロッパと同じようにいろ／＼群雄割拠して、おの／＼別の国ができていて、今日の統一は保たれていないと信すべき理由があるといふことは、多くの歴史家の一致するところでありまして、さういふことから申しますと、アメリカがよく連邦として統一をして、南北戦争の危機をも通じてなおかつ分裂をしなかつた、今日の繁栄を来したといふことはこのジョン・マーシャルに負うところが非常に多いといふことはアメリカの歴史家その他のも申してゐることでありまして、これが一つの最高裁判所の裁判を通して一国の運命といふ運命と申しますよりは、今日から申しますと世界の運命に影響を持ち得る。さういふ事柄がやはり最高裁判所の判決を通して出て来なければならぬと私は考へるのであります。さういふ事件に追いつて、まるで草原へ入つてやぶつた蚊が四方から攻めて来る、そのやぶつた蚊を右をたたく左をたたくといふやうなことに追つてゐるはほんとうの仕事はできない。そこでこの法案におきましますさういふ上告理由といふもの、前には特例法でまづつておりましたそれと多少今度はかえて、日本の最高裁判所といふものは単純なる抽象的な法律の解釈をするところではなく、個々の事件をさばくことによつて法律の解釈適用を遂げて行くといふ制度でありますから、やはり判決の結果に影響を及ぼすやうなことが明らかなことは上告理由として認めることが適當である、さういふ立場からこの改正案の骨子ができてゐる、そこが一番の重点

であると思ふのであります。それから先ほど岡さんが言われたことで私がちよつと耳にはさんだことが聞き違ひでなかつたとすれば、この改正案の三百九十四条によつて判決に影響を及ぼすこと明らかな違背を上告理由として一方に取上げておきなうが、他方においては影響を及ぼさざることを明らかな違背は原審で却下ができるといふことにしたことは、一方において手え、一方においてこれを奪うといふやうな結果になるといふやうな御説があつたかと思ひますが、これはいささかお考え違ひの点があるのじやないかと思ふのであります。と申しますのは、つまり下級審の方で上告を却下するのは、法律違背をやつてもそんなことはちつとも原判決に影響を及ぼさないじやないかといふことが相當の経験を經た人ならばだれでもわかるやうなさういふ法律違背であるといふこと、しかもまた明らかな場合にはそれを却下する。該当しないことが明らかである、さういふ場合にはこれを却下するといふこと、一方上告理由として認める方は、影響を及ぼすことが明らかであるといふ場合に上告理由とし、こつちのはねる方は、影響を及ぼさざることを明らかな場合、つまり影響を及ぼすこと明らかな場合、影響を及ぼさざることを明らかな場合、さういふことであります。もうそんなことは、影響はちつともないじやないかといふことが明白なことは下級審でやつても、それは大した間違ひは生じない。かりに千件に一件の間違ひがあるとしても、それは影響を及ぼすこと明らかなものを影響が及ぼさざることを明らかな場合と、さういふ経験

を經た裁判官がするとはとうてい考えられないのであります。たといその点に一万件に一件、五万件に一件の誤りがあるとしても、それは上告理由に該当しない、この上告は成り立たぬといふことは、これは間違ひないことになると私は確信しておるのであります。そこは何かの誤解ではないかと思ひます。それから、以上申し上げたことと関連いたしまして、何条でありますか、下級審の二元の原審でスクリーンをかけるという制度、ふいふをかけるという制度、これをとれといふ案であります。さういふことは今の最高裁判所の重い使命を達成せしめることに全力を注がせようとするならば、それは絶対に私は必要であると思ふのであります。そのスクリーンをかけるところが原審であるか、あるいはまた新たに東京高等裁判所ぐらゐのうちにさういふふいふにかけることを専門とする部を置くかといふことについては、これはまたいろ／＼可否の議論もありましようが、とにかくふいふにかける制度を設けるといふことはどうしても必要であると思ふのであります。それは先ほど申しました通り、上告理由といふものは法律で制限されておりますが、それが制限されておるにもかかわらず、上告申立てといふものは非常にたくさんある、それを一々見るといふことになると、最高裁判所の判事はさういふことのために多くの時間を費やさなければならぬ結果になるわけでありまして、それはまた人によつては、そんなことならば調査官に調べさせて、調査官のやつたことに官判を押せばいいじやないか、さういふ議論が一方では

出て来ると思つてあります。これは裁判官の職務を、まるで行政官が官判を押すやうな頭で事柄を判断するのであります。裁判官がそういう官判を押すという慣例をつくるということになると、これはゆゆしき結果を引起すこととなり、最高裁判所の裁判はみな調査官がやるので、あとは裁判官は官判を押すのだ、それで官判を押して任務が果せるといふことになれば、これは非常に案なことであります。ところが、そういうことでは責任という点から申すとはなはだ相済みぬことになると思ふのであります。そういうことはとることはできない。そういうことならば、どこかの裁判官が責任を持つてそれを遂行するといふことにするがよいではないか。そうしてその点の誤りに、十数年の経験を経た裁判官がやるならば、おそらく一万件に一件の誤りがない。つまり上告理由のないことが、判決に影響をしないことが明らかである、そういうことがまたそういう事態に明らかで該当する場合だけに却下するわけでありましたから、下級審の原審の裁判官がやつてもほとんど間違いが起きないと私は信ずるのであります。このスクリーンをかけるというのをしなかつたならば、これは上告理由は幾ら嚴重に制限してもだめだと思ふ。上告理由の制限をしても、それが効果を發揮するといふことは、やはりそういう規格に合わないと思ふ。法律が許していない上告理由を出して来た場合には、それは最高裁判所ではなくて、ほかの裁判所で始末をつける、こういう制度にしなければ最高裁判所の判事の負担といふものはいつまでたつて消えないと考へるのであります。

ます。それからまたそういうことをやると、まるで日本の三審制度を破壊する、こういう意見をちよいと耳にいたしますが、この三審制度といふものは、司法制度として何も絶対的なものではなくて、世界の各国でも三審制度をとつていないところも多々あるわけでありまして、三審制度が絶対いいというわけではなくて、やはり今のやうな方法をとりまして、三たび裁判官が物事を判断するといふ立場をとることは間違いないのであります。三審制度を至上命令と考へる考へ方は、日本のやうな貧乏な国家において、むしろ今の状態では三審制度はせたいく過ぎるのではないかと考へるに過ぎないのであります。それより個々の裁判官にりつばなが出るようになる、今の高等裁判所の裁判官の中に前に大審院の裁判官であつた者がおります。地方裁判所にも前に大審院判事であつた者がおりますが、それと同じ、あるいはまた同じ以上の実力を兼ね備へた者が高等裁判所の判事を構成するやうな方面に下級審の裁判官の充實をはかる、質的な向上をはかるということについて考慮をめぐらすといふことになれば、従来の大審院程度の救済は十分できるわけでありまして、そこで結局は、日本のやうな小さい国、ことに単一国家、連邦でない国においては、憲法問題ばかりを上告理由として認めるといふことでは周尺に合わないわけでありまして、それと具體的の事件を通して人権を擁護するといふ面との、何と申しますか均整のとれた調節をすることが大事であると思ふ。この案は、私の従来の経験を通して体験したところとはば一致しておる案でありまして、日

本において最高裁判所制度といふものを助長發達せしめることが日本の国のためにいいといふことであるならば、この方向に進まなければならぬと私は考へております。ただ個々の事件の処理といふことだけに重点を置くといふと、三審でも四審でも望みたいといふ気持は多くありまうが、それはやはり国の財政といふやうなことも関係を持つておるものであります。また個人から申しまして、訴訟事件にあまり長くかかり合つてゐるよりも、なるべく早く片がつくやうに進んで行くといふことが大事じやないか。それからまた、そういう上告理由の明々白々に存在しないやうな上告を申し立てる事件が山積することによつて、重要な法律問題の審理が遅れるといふやうなことも、やはり一國の司法制度として、はなはだ悲しむべきものではないかと考へるのであります。

それから最高裁判所に事件が、くだらぬ事件でも何でもいから事件がふえたなら、ふえたに依つて裁判官の数を増してやればよいじやないか、こういう意見があるやうであります。これは一応ごもつともなことで、小学校の生徒といふことも、数の対比で行くといふと、片一方がふえればそれに依つてふやして行けば、それで割れば一人の負担する分量は同じことで、早くできるじやないかといふことであります。これは明々白々であります。日本は最高裁判所制度といふものはそういうわけには参らぬものと私は思ふのであります。事件が三倍になつたから裁判官を三倍近くふやすといふことでは片がつかない。先ほど申しました一番重要な任務、つまり憲法問題になりま

すが、その憲法問題をそんなに大勢の判事でしめををつけるということば、合議するとしてもそういう多数ではとても完全なる合議はできないのであります。私は今の十五人でも、ほんとうの心の奥底から申しますれば多いと思ふのであります。アメリカへ参りましたときに、私はアメリカの判事から、日本の最高裁判所の判事の数は幾人かといふ質問をよく受けました。これはほとんどどこへ行つても聞かれます。それで日本ではグランド・ベンチ、大法廷は十五人である、こういうやうに申しますと、それは多すぎる、ツー・メニードといふことを申しております。それからその当時、日本の憲法の改正がありまして、司法制度を改正する中心とした憲法の改正をやつたアメリカのニュージャーシーという州がありまして、そこは改正前は最高裁判所の判事の数が十六名であつた。それで何かその当時改革のことについて書いたものを私読んだ記憶がありますが、十六人も判事かいるといふと、それは十二人の陪審員よりは少し数は多いし、またモツブの数よりは少し少いといふ皮肉つた批評をしておりましたが、その大勢になつては、やはり合議といふものはほんとうに十分徹底できるものではない。ことにいれんや最高裁判所の裁判官の数をふやしたから、それを三つなり四つなりの部にわかつて、憲法上の問題も各部で別々にやるということになりますれば、日本の憲法問題の解釈といふものは非常にわかれます。悲しむべき事態を生ずると思ふのであります。アメリカの最高裁判所の簡単な歴史を見ますと、判事の数は一番最初のときは六名、それが七名となり、九名となり、それから十名と相なりましたが、それからまたさらにその十名を減して一減して十名のはやめさしたわけではなく、欠員のできたときに、法律を前のやうに改正して十名から減すといふことになつて九名になつた。それが九十年ぐらゐ前です。それから九名で来ているのであります。九名になつてから最高裁判所の判事の数を増せといふやうな議論は一、二回起きたことがあります。それは一九三二年にも最高裁判所の事務が滞滞したときに数を増せといふ議論が出て来たが、これもその当時の最高裁判所の長官であつたタフト――元大統領をやつた人でありましたが、タフトによつて強く拒否されたといふいきさつもあります。それから御承知のやうに南北戦争によつて、戦争がいろいろ犯罪行為を誘發して訴訟事件が幅濫して最高裁判所も困つたとき、ちやうど日本の現今の状態と多少似通つた、事件が幅濫していろいろ改革案が唱えられたときに、やはり判事の数をふやしてやれといふことがありましたが、今申しましたやうに、判事の数をふやして憲法問題を各部によつてやるということになつては一國の司法制度、一國の憲法解釈といふものの統一が保たれぬといふので、その案はすべてやみに葬られてしまつた。その後裁判所の仕事の軽減をするといふ、つまり今までは権利上告であつたのを、多くの事件は権利上告ではなくペティションで、最高裁判所でそれを取上げるのも取上げないのも自由だ、しかもそれを取上げない場合でも、一々判決理由のやうなもの掲げなくてもいいといふやうに

前にやつた判決が上告に行かないようにせきとめるためにやる。そういうことはできない。またそういうことで却下するようなことは、ほとんどたれが見てもこんなことはだめだというような事柄のわけでありますから、それを堂々たる反対論があるにもかかわらず、そんなことはだめだ、かりに単独の一つしかこういうものがないところ——かりに支部でやるとすれば、そうですね、一つしかない。支部でないところはたいてい二つ以上……。

○眞野参考人 構成をかえてやることはできません。そういうむちやなことはできません。そんなことを軽く受けたり、自分の弁解のできないようなことをやれば、上告へ行つて破れないか破れないかわからないの、上告へ行つて破れやしないかといつて無理やりにやつても、そういうことはできないと思ふ……。

います。そういうことはやはり一つの疑惑を生ぜしめるという欠点があります。欠点がありますが、まあそういうことはあえてするような非常識な裁判官は今いないのではないか。そこで外国の制度でも、イギリスあたりはやはり原審で許可する。上告を許すか許さぬ

か、許可をするのは原審がやるのです。これが上告に値すると思えば許可して行く。そういう許可制度を原審に

認めておる法制もあるわけですし、これはもうだれが見てもはしにも棒にもかからぬようなことは省こうというのですから、法律論が書いてあるのにそうむやみなことをしたら、その人は攻撃を受けます。私ども大審院時代には

一つの事件が敗れるとその人の成績にかかわる、下級者の判事に対してあの判事は何件破棄されたということを目的のたきのごとく調べていたらしいのでございすが、われ／＼の時代になつてはそういうことじやなくて、やはり裁判官は自己の良心によつてやるべきもので、そういうやつたあとの思惑をあまり考へ過ぎて、上にこびるようなやり方をしてはいかぬ、自己の良心に従つて、ほんとうに良心的にやるのには、そういうことで拘束するようなことはないかぬ。どの判事が何年に破棄されたか、そういうことは一切調査させないようになつておられますから、そういう点を考慮してそんな変なことをすれば、変なことをやつた方がかえつて困る事態が起きますよ。

○田嶋委員　そこでついでですが、あなたのようなごりつばな裁判官ばかりですといひますが、やはり下級裁判所においては相当これは考えなくちやならぬ。これを維持するということになると、裁判所の人員の増加、経費の増加といふことは、当然この際法案の審議にあつては考えなくちやならない。今の考え方からいいますと、人員の増加、経費の増加といふことは非常にむずかしい、ここに問題があると思ふ。これは参考までにお話申し上げたわけですが、あなたのお説はもつともですが、一応考慮に入れてこの法案を取上げていただきたい。それから今後は次の問題なんです、最高裁判所の事案が非常に山積して来る、非常に重なるというところが、本件提案の大きな理由になつてゐるのです、これと同じことが、今度原審でやるといふことになる、高等裁判所

にも起きやしないか。事案の審理が山積するといふことは、同じことを高等裁判所でやるのですから、高等裁判所に起きやしないか。しかも高等裁判所の人員の増加は必要ないといふことを前提にすれば、なおさら起きて来ると思ひます。人員を増加して行き、経費を増して行けばこれは片づけられませんが、現状のままでもつて高等裁判所がやるということになると、最高裁判所の山積が高等裁判所に移るのではないか。弊害といふことから考えますと、この弊害は最高裁判所へ積んでおくよりも、私はもつと大きな弊害が先行き起りやしないかといふことを心配するのです、その点はどうですか。

○眞野参考人　その点は、つまりこういう事件は割合に簡単に処理できるべき事件ですね。これははつきりしないから裁判所の方にすぐまわす、もうはつきりしないと思はす、それからこれはもう上告で敗れるというやうなやつをまわす、それからその境のはつきりしないものをまわす、そうしてこんなものはだめだといふことがはつきりしているものだけ処理するのですから、そんなに渋滞はしないと思ふのです。最高裁判所に来ますと玉石混濁で、つまりやも重大なやつも重なるて来ますから、それでそういうくだらぬ事件を処理しなければならぬために、重大な、早くやらなければならぬやつが遅れるということになります。下級裁判所でははつきりしているやつだけをやる、それからのはつきりしないものはすぐ最高裁判所にまわせばいいといふことになる、だからそういう意味の渋滞はないかと思ひます。今の最高裁判所よりは高等裁判所の方が、時間的

の余裕があるのではないか、それからそういうことの調節はできやしない。大きな裁判所になりますと、最高裁判所に比べものにならぬくらい大勢の判事がおりますから、その調節はできると思ひます。そう渋滞はしない。

○田嶋委員　最後にこれは見解の相違だと思ひますが、確かめておきたいのは、今のお説では、怪しいものはみな最高裁判所に送つて来る、すると今度は高等裁判所にも事件がたまると、最高裁判所にもたまると、いよ／＼取捨がつかなくなると思ひます。むしろこの法案提出の方向によらずして、裁判所の機構全体の問題になつて来るんじゃないかと思ひますが、この法案を提出することによつて解決しようといふのは無理で、かえつてやぶをつついてへびを出すやうな形になるのじやないかと思ひます。これは見解の相違であります、一応伺つておきます。

○眞野参考人　これは機構の一部改正ですから、機構全体に關係があるといふえは、むしろ關係のあることであります、しかし機構を改正するのには最高裁判所の判事を増すといふか増さないといふか、あるいはさらに減少するといふことになるか、私の考えでは少くとも現状の致で行くとか、時と場合によつてはもつと減してもいいんではないか、その方がむしろ能率が上るんではないかといふ考えです。これは任命の方について、今のような強断でパツトやられる、そういうことでちつとも役に——と言つては語弊があるかもしれませんが、最高裁判所の判事として役に立たぬやうな人がいくつ大勢任命されても役に立たぬことになり、充実した最高裁判所判事、粒が一通り

そろつたといふことなら、九人ぐらゐが一番能率が上るのじやないかと思ひますが、しかし粒がそろつたといふことになると二人、三人の水増しということになります。ところで機構の改革でも、とにかく人員を増すといふ機構の改革をとるべきものと思はす、これは全体の構造がかわるわけですから、これは法務省における法制審議会の機構委員会におきまして、人員を増加して機構を改革するといふ意見は、弁護士会、全部が一部か知りませんが、弁護士会の中の意見として現れただけで、その他の關係の方々からは、人員を増加する機構の改革案といふものは出ない。そういうことになり、現状よりもつと少くすることが適當といふことには、いろ／＼今言つたやうな任命よろしきを得るといふやうな条件がついて教を減すといふことなら、もつと私は能率が上るんではないか、しかしそういうことは常に期待できないから、まあ多少ゆとりを持つて行くといふことなら、九人でいければ十一人と

いふやうに……

○田嶋委員　先生先ほどからおつしやいます、人員のことにこだわらずに……要するに裁判所の機構そのものの根本的な問題の改正において取上げられる必要がある。たとへばある説のように、上告審も東京高等裁判所のようにして取上げられるべき問題だ、こう考へて申し上げたんですが、これは御答弁はいりません。

○木下委員　ちよつと眞野さん、岡さんお二人に伺ひたいのですが、今の田嶋さんのお話の、原審裁判所でわかり切つたやつは一応片づけさせるとい

う制度なんです、それは實質的にはそう大した弊害はないと思ひけれども、やはり裁判です、岡さんから反対された理由の中にもあつたのですが、上告する当事者から見れば主観的には法令違反大いにあります。わかつた切つたではない。それでやつていけるわけなんです。だからそれを一応さばくのは、やはり形を整える。實質さえよければそれがやつてもいい、どの形式でもいいといふわけではないのです。裁判ですから、前の事件に關係のない純粹に第三者的立場の、しかも少し上の機構がそれに裁判を下すといふことではない、これは当事者感情といひます、国民感情といふ点から、上訴裁判に關する基本的な態度からなかつて承服しないと思ひます。そういう点が、今のお話の中には、それは考慮されての上かとも思ひますが、お話の中にはありませんでしたが、やはりこれは裁判官があつたガウンを着ますのは、自分の氣持を引締めるだけの意味ではなくて、裁判といふものの威信を衣裳の上でつづけるという政治的なあやもたさんあると思ふのです。さやうな意味で、くろ／＼と筋から見れば實質的にはわかり切つておつても、原裁判所に裁判をさせるということとは考慮されなければならぬ。ただわかり切つてゐるが、わかり切つてゐないかといふ点ですが、これはわかり切つてゐると思ひます、これは程度の見つけ

て、上告裁判所に持つて来るという程度なら、これはその当事者の争ひ、原審における對等の当事者の争ひですから、その意味で刑事の上告理由に、検事の意見が出て来るのと同じかつこうで、民事についてもそれと同様な意味

で法令違反にあらざる事が明らかであるという意見だけをつけてもよろしい。しかしその上告している人は、大いに法令違反がありなす。ありという建前から上告しているのですから、それを原審裁判所でさばくということは、政治的な意味にも、裁判制度という基本的な考え方が納得しませんが、また法令違反という点だけに限っている点について見ると、重大なる事実誤認云々という事は、上告理由から省かれておりますが、実際あなた方がやっているのは憲法違反でも何でもありません、そうして法令違反という上告理由もないけれども、あまりはなはだしき事実誤認だということをもつてそれが裁判に影響するといふので、いろいろなりくつをつけて破毀された事例も承知いたしておきます。これは大きな目から見れば、条文にはつきりないけれども、法律の基本的な原則の中にそういうことがあつたという趣意でされることであるとして、きわめて妥協なことである。これと同じわけから、上告については上訴してありますから、第三者的な立場の人、そうして一級上の人に、やはり裁判だけはしてもらわぬと、かつこうがつかないじやないかという感じがいたしますが、そういう半分政治的な趣意のこととお考えになつておきかどうか、そういう点ではどういふふうにお考えになつておるか伺つておきたいと思ひます。

告理由が出て来る、それについて意見を付する。それを今では調査官がその下調べをして意見を付する。それに基いて調べて、そういう意見があつたからその通り、あと読まぬでやる、政治的にそういうことをやるということとは裁判官として良心が許さない。そこでどうしても一通り見るということになると、どんな事件でもみんなやつぱり見なければいけない。そういうことになると最高裁判所という司法制度の欠陥、その矛盾をいかに調節するかという事が、やはり本法案の眼目になる。そこで原審がやるということも、さういふ疑いが国民の側からかかるといふことは一応ごもつてもですが、先ほど田嶋委員から仰せのありましたときにお答えした通りに、これはやつぱり判決を書いて棄却する、そんなことはできない。また万が一そういう非難があるならば原審ではなく、やはり相当な経験のある人々をもつて構成する、今の高等裁判所と違つた一つの裁判所を設けるということになる。たとえば高等裁判所に上告部を設けるといふのも、そういうことを懸念した案であります。まあ原審にやらせることがさう国民の批判を受けるような結果を来さないといふことを信ずることができると私は思ふ。私の個人的意見を申し上げますといふ、錯綜するから申しませんが、個人的意見から言つてやはい高等裁判所に上告部を設けて、いつも組織体によつてやる。最高裁判所に持つて行くわけにいかぬからそこでやつて、さうしてたまにはふるいにかけてそこへかける。さうして最高裁判所は最高裁判所としてやる。先ほど田嶋さんが最後にちよつとおつしやつた、

答へなくてもいいというお話がありましたが、これは高等裁判所の事件が渋滞する、最高裁判所の事件が渋滞するじやないかという御懸念でありました。さういふことはないと思ふので、これだけ上告事件があるとすると、こつちの方の何でもないような事件だけはこつちでやる、こつちのやつは最高裁判所でやる。今まで最高裁判所と両方やつていたのが、高等裁判所はこつちだけやるというので、両方渋滞するといふことはなからうと思ふ。二つにわけなければならぬ。中身のほんとうにあるものとからのものとわけける。こつちは高等裁判所、こつちは最高裁判所になる。さうすると最高裁判所の方でやる方が今までより充実した裁判ができる、こつち考えます。だから国民の信頼がどうしてもいけないうようなことがあればそのときまた第二段として考える。

○田嶋委員 それは大分誤解です。あなたは事件を二つにわけけるから半分ずつになるじやないかと仰るが、そこが違ひの点です。高等裁判所というものは最高裁判所よりもつとたくさん事件を持つてゐる。持つてゐるところへ持つて来て、人員をふやさない、今の機構のままで上告までやらせるということですが、たいへんな負担になつて事件が加速度的に重なる。そしてまたそれと怪しいものは皆最高裁判所に持ち込むといふので、最高裁判所はもつと忙しくなる。これはよほど考えなければならぬ。高等裁判所もあんなたちよりよい事件を持つてゐる。しかも人員をふやさないで、この機構のままで上告もしようといふのですから、たいへんな事件の山積になる。一つのものを半分、五対五にわけるとか、七対三にわけるといふような、数字の観念で行けない。

○真野参考人 今まで来しましたね。これを、こつちの半分の事件を各原審に割るのです。原審というものは、最高裁判所とは違つてもつとたくさんあるのですから、これを割つたつて困るほどのことはない。さうして半分にわけても簡単にいくことなんです。○小林委員長 真野さんに申し上げますが、田嶋君はさういふのです。判事をふやさないで、機構も今のままで、今の高等裁判所にもつて来て、また今の新しい事件がふえて来るでしよう。上告を一部やる、それですから、これだけの事件がふえて来る。だからこつちは正味ふえます。判事もそのままで、組織はそのままですから……。こつちの意味で田嶋委員は言つておるのです。

○真野参考人 それは向うは幾らかふえますよ。しかし最高裁判所もふえますから、予算のうちで何とかまかないがつくのではないかと思います。

○吉田(安)委員 時間もあまりありませんし、同僚の高橋君からあとでまたお尋ねするらしいけれども、私は急ぎますから、簡単に一、二点お尋ねいたします。

真野参考人が劈頭におつしやつた正義の顕現、旧憲法時代の大審院制度と新憲法時代の今の最高裁判所制度と、その目的、権限が非常に違つておる、これは私もわかります。そのために非常な決意を持つて、現在の最高裁判所の判官各位が国家のために誤りなくその大事に任じておられることも、非常に多いたします。今日ややもすると、すでに検察庁、裁判所に赤が浸潤しつゝありはしないかという、かような憂慮すべき事態の、ときにならないと限りません。そういう場合には裁判所が守つてくれる、こつち実際のところ意を強うしておるような状態なんです。それで、上告が非常に多くなつて事件が山積しておる、であるから今のところではほとんど手がまわらない——一々お読みになることはわかりません。さうして長い上告理由もお読みになる。参考の記録もお読みになる。読んだあげくが、結局刑の量定でござるか、あるいは事実誤認でござるか、あるいはさういふ上告であつて、これではしうがないと思ふ。それにほとんど時間をつぶされて困るじやないか——結局今度の改正の眼目も正義の顕現といふところにあるとおつしやることもよくわかりますが、田嶋君が言つておりましたことも、木下同僚が質問しましたことも、私ども同感です。最高裁判所、いわゆる昔の大審院ですが、裁判にずつと負け続けても、控訴、上告をして、最高裁判所に行つて、あるいは大審院まで行つていかぬものなら、もうこれはしかたがありませんといふのが、多くわれ／＼長年の事件に携わつておる者のよく体験する訴訟関係人の気持です。それで私は、いかにこの事件が多くなると、山積しておつておからだにもさわるようなことがあつても、やはり裁判は国民をして信頼させなければならぬと思ふ。これは私は、いつの時代でもくつがえすことのできない裁判の大目的であり、理想でなければならぬと思ふ。さうした建前から行きますと、やはり元やつた裁判所に上告をさせて、

そこで一ぺん荒ごなしをさせ、そこで分類させて、こつちにやる、ここで却下する、ということはどうでしょう。参考人にお願いしますが、判決をした裁判所がまた一応荒ごなしをするというところに、やはり裁判に対する最終の信頼感ということが動揺して来やしないか、こう考える。でありますから、日は幾らかかつても、従来のようにそういうことをやらすして、最後は最高裁判所を最も信頼して、こゝまで行けばもうしょうがない、というところの裁判所にやはり訴えをするということが、裁判のほんとうの眼目でなければならぬと思うのであります。そこでこゝ数年、最高裁判所の事件の滞滞は、これは津々浦々と言えば多少言葉が当りませんが、いなかの裁判所にも、また依頼者でも、裁判の長引くことは、ほんとうに不平、非難といえます。それだものだという声があります。それは、結局真野さんのおつしやるように、お考えになつた結果が、最高裁判所に来る事件を下でこゝで荒ごなしをさせようというに出て来たのだらうと思ひますが、くろくとう筋の考えではそういうことも想像されま

究もありましたでしょうが、さいせん真野判事のお言葉の中には、人員をふやすこと、これは絶対に反対だ、こういう御意見であります。それでそのふやすことが反対だということは、御研究の結果、予算面で支障を生ずるとかいうことでなくて、さいせんいろいろ理由があつたようでありましたが、それは省略いたしますけれども、アメリカの例をお引きになつて、そうして数十年前からの例をお引きになつて、今もなほ最高裁判所には九名の判事が勤めてゐる。それで自分の考えではふやすよりもむしろ減らした方がよくな

つて国家の重きに任ずるのだ、こういう御熱意はとうとくもあるし、またさうなくてはならぬわけですが、その点はどうしても私は割切れません。なおまた、ふやしたからとて一向さしつかへがないし、われ／＼の希望するような建前から行けば、やはりふやしてその分担を幾らかでも軽減することは、最高の目的を達することではないか。それは何人かをふやせばよろしいか、これは研究の結果にまたねばならぬのでありますが、なおふやして国費がかかるから、私は国費がかかつてもいたし方ないことだ、かように存するのであります。

それからもう一つ、私は裁判所内部でも、やはり人でありますから、おの下の裁判所の判事諸君でも、最後に目ざすところは、できることならば、最高裁判所の名譽ある判事にもなりたい、こういう気持ちで日夜事件にこしむといふことも、これは当然なことだと思ふのです。そういうことも考へますと、私は、どうしても事件の処理がうまく行かぬ、その負担の多いのに耐え得ないというやうなことであります。ならば、今後の改正のやうなことでもなくして、むしろ人をふやすといふことがよくはないかと考えます。そうしてふやしたところで、それは決して水増しというやうなことは立ち至らないのじやないか、こういうことが最前から真野参考人のお話を聞いておりつつ、私の感じた所感であります。が、一問一答を省略いたしましたして、数点にわたつてもう一ぺん参考人の御意見を拝聴したい、そうしてこの改正案の研究の資料にいたしたいと思ひます。

○真野参考人 今の最後の点であります。最高裁判所が雲の上にあつて、ほかの者入るべからずというやうな意味で、人員のふえることに反対を申し上げるわけでは決してないのです。合議をするといふことは、今の十五人ではちよつと今でも多過ぎるのじやないか、ほんとうの合議を尽くすのには、もつと数が少い方が適當ではないか、これは一般に必ずしも裁判所のことではなくて、大きな新聞社なんかの論説委員が集まつて、あそこでも今はやはりいろ／＼合議のやうなことをやつて、論説ができさるやうですが、それでもやはり九人集まつてやつて行けば散漫になつていけないといふことを、私の知つてゐる論説委員をやつておる人が体験上申しております。それと私の日常経験しておるところとがびつたり合つておるわけで、合議というデリケートな問題を扱うといふのは、大勢でやつておるならば、九人ぐらゐが最も適當でないかといふのが私の私見であります。合議とそれから最高裁判所の判決の内容をもつとよくするといふことにも、やはり数が多いいからいいものができるといふことは言えないのであります。その点に入るべからずといふやうなことは私はちつとも考えていない。私もせつかく裁判官をやつておるから、私が毎日やつておること、日本の司法制度といふものが現存、将来を通じてどうしたらもつとよくなるかといふことを、毎日試験管を通して実験してゐるやうなつもりで、やつておるわけでありまして、實際からいふと、これは合議の内容を一々申し上げるわけに行かないからですが、あまり大勢いふのは合議の内容が十分意を尽さぬやうに思ひます。やはり論説委員のときでも、あまり多くない方が適當だといひますが、やはり九名ぐらゐがいいのじやありませんか。先ほど申し上げましたニュージャージー州に十六人もあつて、司法制度といふものは沈滞して、どうにもこうにもしょうがなかつた。そこでペンシルベニア州の人が一生懸命になつてやつて、七人にして、今アメリカの各州を通じて模範的のりつばな司法制度の改革を遂げたと言つておりますが、その最高裁判所は七人です。日本ではその任命が十分に行くならば、九人でもいいと考へますけれども、任命が不十分であるならば、多少人員のゆとりもつておく方がよいと申し上げるのであります。

それから吉田さんの意見は、国民の信頼は、最後は最高裁判所に行つて、それで負けたらしかたがない。国民がそう感ずるのも無理はありません。また最高裁判所まで行いてしかたがないとあきらめなかつたら、あとは暴力が出て来るだけのことになると思ひます。合議とそれから最高裁判所の判決の内容をもつとよくするといふことにも、やはり数が多いいからいいものができるといふことは言えないのであります。その点に入るべからずといふやうなことは私はちつとも考えていない。私もせつかく裁判官をやつておるから、私が毎日やつておること、日本の司法制度といふものが現存、将来を通じてどうしたらもつとよくなるかといふことを、毎日試験管を通して実験してゐるやうなつもりで、やつておるわけでありまして、實際からいふと、これは合議の内容を一々申し上げるわけに行かないからですが、あまり大勢いふのは合議の内容が十分意を尽さぬやうに思ひます。やはり論説委員のときでも、あまり多くない方が適當だといひますが、やはり九名ぐらゐがいいのじやありませんか。先ほど申し上げましたニュージャージー州に十六人もあつて、司法制度といふものは沈滞して、どうにもこうにもしょうがなかつた。そこでペンシルベニア州の人が一生懸命になつてやつて、七人にして、今アメリカの各州を通じて模範的のりつばな司法制度の改革を遂げたと言つておりますが、その最高裁判所は七人です。日本ではその任命が十分に行くならば、九人でもいいと考へますけれども、任命が不十分であるならば、多少人員のゆとりもつておく方がよいと申し上げるのであります。

りますが、やはりそこは従来の情力で
そういうことになつておるのじやない
かと思ひます。それからさつき木下委
員からもお話がありました、つまり
原審がやることはいか悪いか、これ
はちよつと観念的に考えると、原審が
やつたらどうも自分のやつが上告でき
ぬように、ふたをするという観念はあ
るといへばありますが、これはさつき
申した通り、判決によつて自分の意見
を示すのでありますから、さうむちや
なことではない。それから万々一さうい
う御懸念が、この法案が法律になつた
後において現われて来るならば、それ
はまつたく別の機構を考へる。高等裁
判所と別の機構を考へて、その組織に
おいてふるいにかけるようにしなけれ
ばならぬ。いろ／＼意見がつけられて
来ても、最高裁判所は事件が多過ぎて
どうしても始末に負へない、結局今の
大事な仕事に不完全になる。私はこの
最高裁判所の制度というものは、司法
制度として、アングロ・サクソンの人
間の考へた制度としてはいい制度だと
確信いたしております。これをやめる
ということになると、結局大審院のよう
な制度にしてしまつて、個々の事件を
取上げてみんなに割振つて、大きな事
件でなく、個々の事件だけを中心とし
てやる、さういふことにどうしてもな
らざるを得ない、それではいかぬのじ
やないかと日本国民として考へる。そ
れはやはり元のようになつてしまふの
じやないか。たとえば国家総動員法あ
るいは治安維持法というやうなもの
が法律の形になつて来ればしかたがない
といふことであるやうになつたならば、
これはいかなる独裁政治といへどもま
かり通るといふことに相なるおそれが

ある。それをやはり先ほど申されまし
たように、どこか最後の線においてチ
エックするといふ必要が起つて来るの
じやないかと思ひます。

○吉田(安)委員 参考人の御意見も、
私どもの御意見も終局の目的は全然一
致しておるわけですから。今真野さん、
粒がそろふとか、そろわぬとか、なお
内部のこととはよく言へぬとおしやつ
たのですが、どうもさういふことをおつ
しやると気がかりですね。今何か粒の
そろわぬ最高裁判所の判事でもおあり
ですか。ふやしても粒がそろわぬよう
で懸念だし、内部のことともよく言へぬ
がどうもいかぬ。だから私はかりに十五
人を二十人にしてもその合議の制度が
今の制度でいいかぬとすれば、それは法
律をかえたらいい、だからその点はそ
うさしつかえはないように考へるので
す。粒がそろわぬ、なるほどふやした
ら粒がそろわぬかもしれぬが、粒がそ
ろわぬという言葉は、どうも私は気が
かりになるのです。もちろん最高裁判
所でありまうから、結局ふやせば粒が
そろわぬといふことになる。粒がそろ
わぬといふことは、言いかえると、最
高裁判所に任命されてやつて来て、
古参の判事さん方から見れば、どうも
粒がそろわぬでいけぬ、あるいはふ
えると意見が統一できないで困るか
ら、九人くらいでやればけつこうだと
いうやうなことであります、今の
裁判所法を改正して合議の方法をかえ
ればいいわけかと思ひますが、その点
はいかがでございますか。

○真野参考人 人員をふやすと粒がそ
ろわぬという意味じやないのです。い
かに有能な人があつても、それが任命
されなければ、もつと不適任な人が任

命されれば、粒がそろわぬということ
になるのです。数をふやすと粒がそろ
わなくなるという意味では決してない
のです。粒という言葉は、はなはだ語
弊のある言葉かもしれませんが、みな
粒が揃うのです。非常な差等があるの
ではないかと私は思ふのです。ここで
申し上げることは私困るのですけれど
も。

○吉田(安)委員 そうすると、粒がそ
ろわぬといふことは、参考人の御意
見からすると、頭が違ふといふこと
ですか。

○真野参考人 頭ばかりではなく……。
その点はあまり触れまうまい。

○吉田(安)委員 資格ですか、しかし
その点はあまり触れまうまい。

○真野参考人 最高裁判所判事に適任
な人はいますよ。いないといふわけじ
やないけれども、その人が任命されぬ
で、不適格な人が任命されるというこ
とになれば、数をふやしても、数だけ
ではだめだといふことです。

○吉田(安)委員 憲法の問題にもなり
ますけれども、これは最高裁判所が、何
年目にか紙に書いてこの人を投票せよ
といふことでは、結局粒もそろいかね
るかもしれぬです。さういふことが憲
法改正の一つの原因にもなつておりま
しょうが、この点については、あまり
触れぬことにいたします。

○高橋(頑)委員 先生もお疲れでしよ
うから、簡単にお尋ねいたしたいと思
ひます。私は非常に率直にものを言
う方ですから、少々お気にさわるやうな
ことがあるかもしれませぬけれども、こ
ういふ重大な問題を間違ひのないよう
に解決しようという熱意から出るもの

だといふふうに、ひとつ御解釈を願
いたいと思ひます。

第一にお尋ねしたいのは先生の、お言
葉の中にしばしば出たことですが、小
さい事件であるとかあるいはくだらぬ事
件であるとか、さういふ言葉が出ました
が、これは、あげ足とりといふのでは
ないのですか、一体民事にしましても
刑事にしましても、訴訟によつて裁判
所の救済を得ようとしておる当事者か
らいたしますと、これは重大なことな
んです。私は、最高裁判所のみならず
下級裁判所においても、この事件はつ
まらぬ事件である、小さい事件である
といふやうな考へ方でもつて裁判がさ
れることが相当あるのではないかと思
ひます。さういふやり方が、日本に非常
に上告事件が多くなる原因ではないか、
さう思ふのです。上告いたします場合
は、いずれにしても第一審、第二審の
判決に不服があるわけですから、これは承
服できぬといふて、上告いたすわけ
でありますから、私は、裁判官が事件を
処理される場合に、その事件を軽く見
るとか甘く見るとかいつたやうな思想
がいささかでもあるといふことは、重
大問題だと思ふ。上告がふえて来る原
因はその辺にあるのではないかとと思
へるのです。さういふことについて、参
考人の所見を伺いたいと思ひます。

○真野参考人 つまらぬとか小さいと
かいふことを申し上げましたのは、事
件を總体的に見て、つまらぬとか小
さいとかいふことでなく、上告理由その
ものが、読んでみれば、つまらぬこと
しか書いてない、さういふ意味なんで
あります。

それから小さい事件だからといつ
て、われ／＼は決して軽く見てない。最

近では私のところでやりました事件
で、一審、二審で三百円の罰金に処せ
られた。われ／＼のところへ来た上告
理由は、大して書いてはありませぬ
したが、なか／＼理由があるもので、そ
れはわれ／＼原審を破棄して、無罪と
いたしました。同じ刑事事件でも、罰
金三百円を科せられたといふことは、
小さいからどうでもいいといふやうな
見方ではないのでなく、上告理由その
ものを書いた本人が、原審に通つてな
い証人なり証拠を持つて来て、さうい
ふやうな理由だから、原審の事実認
定は誤つておる、さういふやうなこ
とは上告理由としては実につまらぬこ
となんです。さういふことであります。

○高橋(頑)委員 次に御尋ねいたした
ことは、先ほど吉田委員からもちよ
つとお話が出たんですが、最高裁判所
と元の大審院とは、国民の人権擁護に
関する任務なり重みが違ふんだ、こ
ういふ点についてありますが、これは
この制度をどうするかといふことにつ
いて非常に大きな影響があるわけであ
りますから、お尋ねいたします。

日本に最高裁判所の制度がしかれて
から、従来の大審院においてはさうい
う擁護することができなかったであろ
うものが、最高裁判所の制度になつて
から人権擁護の目的を達成したとい
う確信をお持ちになる、しかも代表的な
裁判について二、三お話願へれば幸い
であると思ひます。

○真野参考人 今判決を一々記憶で申
し上げることではできませんが、一々合
議をするときには、さういふ点が常に
問題となつて、それをどうするかとい
ふことに苦慮している、合議の一番
の重大眼目がそこにあると思ひます。

○真野参考人 人員をふやすと粒がそ
ろわぬという意味じやないのです。い
かに有能な人があつても、それが任命
されなければ、もつと不適任な人が任

命されれば、粒がそろわぬということ
になるのです。数をふやすと粒がそろ
わなくなるという意味では決してない
のです。粒という言葉は、はなはだ語
弊のある言葉かもしれませんが、みな
粒が揃うのです。非常な差等があるの
ではないかと私は思ふのです。ここで
申し上げることは私困るのですけれど
も。

それだから同じようなことが大審院に起きたかどうかということは、大審院は、つまり憲法問題でどうもこの手が届かなかつたわけですね。自由というものは法律で制限すれば、幾らでもできたわけですね。われ／＼は法律で制限されておるけれども、なおかつ憲法上そういう制限はできないのじやないかという点を非常に考慮してやつていくわけでありまして。その点大審院は、法律の憲法違反ということは、まず法律で定められれば、国民の自由、人権というものはまったく制限されても、どうもしかたがない。そういう立場でちよつと比較しにくいように私は思います。

○高橋(禎)委員 私、真野先生は長い間司法にも御経験をお持ちですから、元の大審院であつたならば、国民の権利を擁護できなかったであらうが、制度がかわつて最高裁判所になつたから、現在ではできたぞというところを深くお感じになつた代表的な二、三の例をお示し願ひたい、こう申し上げたんです。だから心構えとしては、先生のおつしやつた通り、これは私はよく承でるんですが、私国民の代表としてこういうことは十分国民に徹底させなければならぬ責があるんですが、私不幸にして今まで最高裁判所の判例を讀んで、これならば大審院には救えなかつたであらうものが、最高裁判所になつてから、人権の擁護が全うできたとするものに接した記憶が今残つておりませんから、先生は大先生ですから、ひとつ示していただければ非常にありがたいと思います。(笑聲)

○真野参考人 最近の三百二十五号のごときは、あの当時の法律八十一号といふものが出て、それだけではないけれども、これがまたいへんなことだと思は、これは最高裁判所の裁判官の審査投票をいたしましたときには、これは今までの考えから、われ／＼が一審でも、二審の裁判でも、あやまちがあり不服がある場合には、最高裁判所においてそれは救済できるものであるという考えで、法律を知らない常識人、国民としては私は投票しておると思うのです。そういうことも考えますと、あまりにも上告裁判所において寄せつけないぞという制度を打立てるというごときは、国民としては裁判に対する信頼を失ひ、裁判所に対しての疑いを持つというごときはたいへんなことだと思ふ。私は少くとも国民に疑惑を持たせるような、国民に不親切な制度をこの際少々の理由があつて打出すということはいへんなことになるといふことを痛感いたしておるわけでありまして。従つて上告事件においては、できるだけ最高裁判所にこれを包容して行くということが大切だと私は思ふ。最高裁判所がいかに高い理想を持たれて、国民の人権を擁護するとおつしやつても、事件を通じてなければできないことでしよう。個々の事件を通じて国民の人権を擁護するという立場に立つわけですから、最高裁判所に事件がたかさん出て来ることは、一審や二審でやつた裁判のあやまちが、国民の最終的な人権擁護の任務を果たすたけなわけなんです。事件が殺到するといふことを私は恐れるべきじやないと思ふのです。これをきくらうべきじやないと思ふのです。今の制度がよろしくない、あるいはまた下級裁判所の裁判がよろしくないために、これだけの国民の不平があるの、これを救済することがわれ／＼の責任である。日本の憲法によつて課せられたる重大なる責任であるといふことを自覚すれば、最高裁判所はたかさんの人権擁護の材料が集まつて来たわけですから、これをいかに処理するか、能率をいかに上げて解決をつけるかといふことを念頭に置かなければ、国民こそ救われたいものではないと私は考えますし、また国家の一般秩序の上から考えても、国民思想の上から考えてもたいへんだと思ふ。問題はいかにして上告事件を能率的に裁いて行くかといふことに主眼がなければならぬと思ふ。しかしながらそれならば事件がえらい殺到して收拾つかぬことになるかといふこと、そんなものじやないと思ふ。第一審裁判所の裁判官がほんとうに国民の人権を擁護しようといふ熱情に燃えて、でき得るだけの処置を講じますときに、私は第一審裁判にも承認することでもき、する人も相当あると思ふ。第二審においてしかりなんです。これが上告いたしまして、最高裁判所に参るといふことはよほどのことがなければならぬと考へなければならぬのであつて、それはくだらぬ事件であるとか、あるいは小さいさややかな事件であるといふような考へをいささかもそこにさしはさむ余地はないと思ふのです。上告理由を見ても、上告理由に書くことのできない、いろ／＼の口に出して言うことのできない、筆に書くことのできない、当事者の間に不平もあり、不

いふものが出て、それだけではないけれども、これがまたいへんなことだと思は、これは最高裁判所の裁判官の審査投票をいたしましたときには、これは今までの考えから、われ／＼が一審でも、二審の裁判でも、あやまちがあり不服がある場合には、最高裁判所においてそれは救済できるものであるという考えで、法律を知らない常識人、国民としては私は投票しておると思うのです。そういうことも考えますと、あまりにも上告裁判所において寄せつけないぞという制度を打立てるというごときは、国民としては裁判に対する信頼を失ひ、裁判所に対しての疑いを持つというごときはたいへんなことだと思ふ。私は少くとも国民に疑惑を持たせるような、国民に不親切な制度をこの際少々の理由があつて打出すということはいへんなことになるといふことを痛感いたしておるわけでありまして。従つて上告事件においては、できるだけ最高裁判所にこれを包容して行くということが大切だと私は思ふ。最高裁判所がいかに高い理想を持たれて、国民の人権を擁護するとおつしやつても、事件を通じてなければできないことでしよう。個々の事件を通じて国民の人権を擁護するという立場に立つわけですから、最高裁判所に事件がたかさん出て来ることは、一審や二審でやつた裁判のあやまちが、国民の最終的な人権擁護の任務を果たすたけなわけなんです。事件が殺到するといふことを私は恐れるべきじやないと思ふのです。これをきくらうべきじやないと思ふのです。今の制度がよろしくない、あるいはまた下級裁判所の裁判がよろしくないために、これだけの国民の不平があるの、これを救済することがわれ／＼の責任である。日本の憲法によつて課せられたる重大なる責任であるといふことを自覚すれば、最高裁判所はたかさんの人権擁護の材料が集まつて来たわけですから、これをいかに処理するか、能率をいかに上げて解決をつけるかといふことを念頭に置かなければ、国民こそ救われたいものではないと私は考えますし、また国家の一般秩序の上から考えても、国民思想の上から考えてもたいへんだと思ふ。問題はいかにして上告事件を能率的に裁いて行くかといふことに主眼がなければならぬと思ふ。しかしながらそれならば事件がえらい殺到して收拾つかぬことになるかといふこと、そんなものじやないと思ふ。第一審裁判所の裁判官がほんとうに国民の人権を擁護しようといふ熱情に燃えて、でき得るだけの処置を講じますときに、私は第一審裁判にも承認することでもき、する人も相当あると思ふ。第二審においてしかりなんです。これが上告いたしまして、最高裁判所に参るといふことはよほどのことがなければならぬと考へなければならぬのであつて、それはくだらぬ事件であるとか、あるいは小さいさややかな事件であるといふような考へをいささかもそこにさしはさむ余地はないと思ふのです。上告理由を見ても、上告理由に書くことのできない、いろ／＼の口に出して言うことのできない、筆に書くことのできない、当事者の間に不平もあり、不

満もあるのじやないかと私は思ふのです。法律を超越し、憲法のほんとうの精神に従つて裁判をされるというのであるならば、上告理由はおそまつであるけれども、それをどこか救済する道はないかといふだけの考え方でもつて、憲法の精神によつて裁判をされて行くところにこそ、私は最高裁判所の使命があると思ふのですが、その点についてどのようにお考えになりますか。

○真野参考人 今の点につきまして、最後に最高裁判所で救済が受けられるから、最高裁判所へやつて来る、という国民の希望のあること、国民がそれを望むことは、これは国民の感情としてほろ／＼一般的に認めていいことであつて、しかし最高裁判所で最高裁判所で救済されるのはいかにあつてもこれは救済は受けられぬ、どうして救済が受けられる望みのない事件でありますから、こういう事件は早く処理されることの方がかえつていいのじやないか。たとえば民事で申し立てれば、原告も被告もあり、勝つた方は早く結末がつくことを望み、負け方は延びることを望んでおられます、とにかく片一方が救済が受けられぬような事件は、早く結末をつけてしまふことの方が、訴訟経済、国民活動能力の能率を上げるという点からも、この方が必要でないかと私は思ひます。そこはつまり、理由のない上告でも何でも、最高裁判所で最後までめんどろを見ろといふことでは、最高裁判所の使命として重大なことがあり、それから国家の法律もまた上告理由を

やんと制限しておるのですから、つまりその制限しておる以外の理由というものは、最高裁判所に來ても救済することはできないことなんで、そういうことは早く原審において片づける、こういう考えです。

それから先ほどの、この前の御質問ですが、何か大審院時代にやらなかつたことがあつたかというような例を、先ほど一つ申しましたが、なお今お話を承つておるうちに思い出したことは、たとえば、これは大分前のことであつたが、甲府の方で、かつばらに受けたときに、不当に長い拘留を受けたという上告理由があつて、事件は簡単なことであるからそう長く拘留を受ける理由がないので、われ／＼の方で不当に長い拘留としてそれを無罪にした。それからまた大審院当時の判決をかえてゐるのは人権擁護の上からも相当あります。たとえば一審で懲役二年くらいにして執行猶予をつけた。それを禁錮三年くらいにして、そうして執行猶予をとつてしまつたというやうな事件、従来は大審院でかまわぬというものでありましたが、それもやはり刑を不利な変更をしたというものでやつた例もあるわけでありまして、一々思い出すとたいへんありまじやうが、その辺のところ、今思い出した実例を二、三申し述べました。

○高橋(續)委員 私のお尋ねしておる要点は、上告事件に制限を加えるというところが原則的に簡単に考えるというところが思想的にいかかという点なんです。今先生のおつしやつた御意見は、もう上告裁判所、最高裁判所を持つて來ても救えないものだから、そ

んなものを持つて來るのがいかぬのだ、こういうお話ですけれども、そこへ持つて参りますにはいろいろな理由がありまして、それは別にいたしまして、上告の趣意書に書いてあることを越えて国民の人権を擁護しなければならぬという考えが起りになる場合も、私は実際は相当あるべきだと思つてゐる。それはまた憲法の大精神からすれば、ささるる手続がどうのこうのというのを越えて、国民の人権を守つてやらなければならぬ、こう思つてゐる。そういうふうな考えを、最高裁判所でもいろいろ記録をこらになつておるうちに上告理由なしとしてこれは棄却されるやうな裁判の中にも、これも救わなければならぬ、あれも救わなければならぬといふので、むしろ上告の門戸を開放しなければならぬといふ思想が私は生れて來るべきだと思ふのです。にもかかわらずそれが逆なつて行くのが一々今の制度を考へますと、ときに正しい行き方であるかどうか、私は非常に疑問がある。こう思ひますから先生の御意見を特にお尋ねをいたす次第であります。

○眞野参考人 今のお話の通りに行くことは非常に理想的なことでありまして、一方最高裁判所の方の重要な仕事といふものは、ほかにあるわけでありまして、そこでそこを調節するといふことは、どこまで調節をする、とにかく上告理由だけでも上告を申し立てれば、最高裁判所がみな調べて人権を擁護する、そういう建前をとることはどういふやうなものであるか、上告理由も何もなくとも上告の申立さえすれば全部調べてやるのだ、一から十ま

で全部調べるといふ、そういうことはとても事件を処理することはできぬから、これは旧憲法時代から法律の上においても上告理由といふものは何でもできるというのではなく、上告の理由といふものは常に制限されておる。上告理由の制限のない法令はほとんどなからうと思ひます。広い狭いはいりませんが……、そういうわけで最後の裁判所としてもまた上告を申し立てればすぐにも何もかも裁判所が自主的に調べるといふことはやはり仕事が能率的にできない。ほかに重要な仕事ができなくなつてしまふ。そこで片一方の方はある程度上告の理由を法律上は制限し、当事者からはこういう理由で上告をします、ただ上告をするといふことばかりでなく、こういう理由で上告をします、たとえば憲法違反があるなら、憲法違反だといふだけではだめなんだ、やはりこゝろ／＼、こゝろ／＼理由によつてこゝろ／＼憲法違反があるのだといふことを上告の理由のうちに——ただむやみやたらに、証人がこゝろ／＼言つたけれどもあれはさうだ、これは憲法違反だ、こゝろ／＼にやられて、それを一々取上げるわけには行かない。そこはやはり裁判官の任務を遂行する上において上告の理由を当事者に書いて出させる。それからまたその上告理由について判断をすればいいという制度を打立て、しかも上告理由といふものはこの国でも制限をせられておる。そして本改正案のごときは、やはり最高裁判所でも上告理由として救済ができないやうなときには、下級裁判所であるにかけるといふ、そういう最高裁判所制度といふものとの調節をこゝへ認めるわけですから、何でもか

んでもこゝろ／＼、こゝろ／＼にしましては重要な方において任務の遂行ができなくなるから、その調節をこゝへ求めるといふことは合理的な分子が相当多い、こゝろ／＼思ひます。あなたのおつしやることは理想的で、こゝろ／＼とこゝろへ行けばいいけれども、しかしそれはやはり国家の費用——お尋ねは、三審でやれ、四審でやれといふような議論に徹底して行くことと思ひますけれども、それではとても国家でまかなひ切れないことになつてしまふ。まあこの程度なら今すぐに耐えられぬやうな予算をふやすといふわけでもないから実行の可能性も相当ある、實際的に見てもうまく行くだろう、これがうまく行かなければ、國民が非常に疑いを持つ、それから裁判官が變なことをやるという証拠が歴然と出て來ますれば、そのときはまた第二段を考へるのがどううかと思つておられます。

○高橋(續)委員 もう一つ、これは最後のお尋ねにいたしたいと思ひます。が、私は思想的な点、考へ方の問題についてお尋ねしたのでありまして、上告事件を手放しで無制限に許すなどというやうなわけじゃないのです。そこそこはやはりおわかり願つてのお答えであるかどうかはつきりわかりませんが、したから、つけ加えて申しておきます。

それといふ一つは、正確な数字は記憶しておりませんが、今最高裁判所に数千の未済があります。あの中には何があるかわからぬわけですね。人権擁護のために、今までの大審院ではどういふ救済することのできなかったやうな重大問題があるかもしれないのですから、私はこの際は最高裁判所の任務

を果すためには、こゝろ／＼にもならぬからひとつ手をふやしてもらいたい、人員をふやして早くこれを解決するようにやらなければならぬといふ案がまず第一に出て來るべきだと思ふのです。ところが在野法曹等からもこゝろ／＼とこゝろへ行かう方が多いやうなんです、またそれが法務省にも最高裁判所の方にも通じておるはずだと思ふのですけれども、それとは逆に、特に先生の場合には人員を少し減らしたいといふやうなお考えが述べられる、私も考へておられます。こゝろ／＼とこゝろ／＼はこゝろ／＼とこゝろ／＼なるので、こゝろ／＼とこゝろ／＼一度はつきりとお尋ねをしておきたいといふこと、それは上告事件がたゞさんになつた場合に最高裁判所だけで解決をつけて行かないといふことになると、ものによつてはこれは別なたとえば東京高等裁判所において適當のものについての上告部を設けるといふやうなことも考へられるべきですが、それらを総合的に、この今提出されておる法律案の解決に當らなければならぬ問題だと考へます。これについては先ほどもお話ございましたが、こゝろ／＼とお話願へば、簡単にこゝろ／＼です。こゝろ／＼と思ひます。

○眞野参考人 今の最高裁判所で現在残つております——現在と申しましては昨年の末の統計によりますと五千三百件、最高裁判所で一番多く事件の未済があつたときには昭和二十六年の末、これが七千四百件余り、そのときより比べるとすでに約二千件ばかり大体減つておる。それから未済がある

と申しますが、未済は最高裁判所で常にあるべきは次の次第です。たとえば上告の申立てがあつたつて記録がまず最高裁判所の方に来なければならぬ。記録が来るという、判事で申しますれば、弁護人をつけるかつけぬかという返事を何日寄越せ、それで弁護人をきめる。弁護人を自分の方で選ぶというなら選ぶし、あるいは選べない場合には最高裁判所で国選で弁護人をきめる。国選の弁護人はだれということとを弁護士会に照会して、それもまた一週間ぐらいかかる。そういうことをやつて弁護人が最後にきまつたときにそこで上告理由書を出して来てと。そうして上告理由書を出して来るとそれをまた庶務課で整理して調査官が調べる。それからいろいろ材料を整えて、そうしてわれ／＼のところへ報告して来て、それからわれ／＼のところへ審理を始めるという段階になるのである。今の制度で上告の理由書を十日ぐらい短かく出せというならいいのですけれども、それより長い期間がないとできない、相当長い期間がかかる、そういうことになる、どうしても未済事件というものが停滞するということとは法律が予期しておる。事件の数だけでは言えないので、実際一つの事件でむずかしいのにはつかりますと百件、二百件に相当するのであります。簡単に処理できる事件を二百件やる間に一つの事件が処理できない。しかも合議がむずかしくて処理ができない。一つの事件でも何百件に当る事件もある。それから一つの事件が何百分の一にしか当らぬときもあるし何十分の一にしか当らぬこともある。ところが事

件そのものは非常に内容が違いますから、ただ記録が厚いか薄いかということばかりでなく、内容そのものが非常にむずかしい問題を含んでおる。それが将来の判断に非常な影響を与えるような事件になりますと、容易に結論を出すことはできない。それは合議に合議を重ねて、まあ一番長いものは五、六十回以上やつていくこともありはしないかと思うのですが、それでもなか／＼結論が出にくいということもあるわけですから、ただ簡単に行くものだけになるべく最高裁判所に負担をかけないようにならうと、最高裁判所のりっぱな仕事というものはできなくなる。やはり元のような大審院的な救済の傾向に終つてしまふ。それでは最高裁判所というものをせつかくつくつた意味というものはなくなつてしまふ。そこでやはり調節ということが必要になる。高橋委員の言われるように、国民は何でも最後は最高裁判所に上つて行くのだから、上告を申し立てたら、理由は言わぬでもほかの理由で破棄できるものならば破棄して救済をしたかどうか、そういうことも考えられますが、それではとてもやり切れない。そこで調節するのならば、これくらいのところがいいのじやないか。下級審ではねられても、どうせ最高裁判所の裁判官の手にかかつても、これは上告理由ありとさるべき事件ではほとんどないのでありますから、そういう事件は最高裁判所の手につかないようにして処理する、そのかわり片一方は本腰を入れてやり得るよう調査、研究を十分する、合議も十分やるというふうに行つて行きたい。私は不肖であります

が、毎日日本の司法制度をどういうふうに改善したらよいかということ自身分が実験台に立つておるようなつもりで個々の事件を処理しておるが、どうもこの辺がいろいろいいのじやないか。スクリーンを原審でかけることがいいか、あるいはまた特別の上告部というものを設けることがいいかということ、議論はありますが、大体この辺のところで一応やつてみて、それが田嶋委員の言われたような疑いが判決の上で現われて来る、これではだめじやないか、こういうふうな上告の道がふさがれておるじやないかという証拠が二つでも三つでも出て来る場合には、さらに考え直して新しいスクリーンをかけるというところに持つて行つたらいいじやないか。今はこの程度で間違ひなく処理できるのではないか。今の裁判官はそんな変なことは元のようにしないし、われ／＼もそんな点数かせぎのようなことはちつともやつていない。元はそういう弊が多少なきにしても、元は何件破棄したということ、がちやんと統計に現われていたということは聞いておりますが、それはわれわれの方でもしないし、下級審の裁判官でもそういう卑屈なことをすることはまあ少なからう、まあ、この程度でやつて行けるからけつこうだ、こう私は考えております。

○小林委員長 本日はこの程度にとどめておきます。たいへんおそくまでありがとうございます。明日は午前十時より委員会を開会し、交通事件即決裁判手続法案について参考人より意見を聴取することにいたします。連日まことに御苦勞様です

が、明日もできるだけ定刻に御出席を願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十八分散会

昭和二十九年四月十二日印刷

昭和二十九年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局